

令和6年 職員の給与に関する報告及び勧告の概要

本年の給与勧告のポイント

～ 約30年ぶりとなる高水準のベースアップ ～
月例給、期末・勤勉手当（ボーナス）ともに3年連続で引上げ

- ① 民間給与との較差（2.67%）を解消するため、月例給（給料月額）を引上げ
- ② 期末・勤勉手当（ボーナス）を0.10月分引上げ（支給月数4.50月分→4.60月分）

1 民間給与との比較

■ 月例給

民間給与	職員の給与	較差
427,073円	415,973円	11,100円（2.67%）

（職員の平均年齢 42.2歳、平均勤続年数 17.3年）

■ 特別給（ボーナス）

民間支給割合	職員の支給月数	差
4.61月分	4.50月分	0.11月分

令和6年 職員の給与に関する報告及び勧告の概要

2 本年の給与の改定

■ 月例給 (令和6年4月1日から実施)

- ・ 較差を解消するため、給料表を引上げ改定
- ・ 国との均衡を勘案し、高卒初任給を19,300円、大卒初任給を20,100円引上げ
- ・ 若年層に重点を置きつつ、中堅以上の職員の処遇改善の観点から、全ての級号給において引上げ
- ・ 定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額について、国との均衡を基本とした改定を行うとともに各級の初号給を下回る場合には、初号給の給料月額まで引上げ

■ 期末・勤勉手当 (条例公布の日から実施)

- ・ 年間4.50月分 ⇒ 4.60月分
- ・ 期末手当及び勤勉手当の支給月数とともに0.05月分引上げ

■ 寒冷地手当

国の動向等に留意し、適切に対応

参考：給与改定に伴う影響額

■ 職員の平均給与

	勧告前	勧告後	差
給与月額	415,973円	427,073円	11,100円 (2.67%)
年間給与	6,864,000円	7,089,000円	225,000円 (3.28%)

■ 所要額

- ・ 企業職を除いた場合
約33億1,000万円
- ・ 企業職を含めた場合
約39億3,000万円

令和6年 職員の給与に関する報告及び勧告の概要

3 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

人事院（令和6年8月）

社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)について報告及び勧告

【例】初任給の大幅引上げ、管理職は職責重視の体系に俸給表を刷新、地域手当を都道府県単位に広域化

- ・人材の確保、職員の処遇改善、モチベーション向上等の課題
- ・地方公務員法における均衡の原則

国に準じた給与制度の整備を行っていく必要性

改定すべき事項（令和7年4月1日実施）

■ 給料表及び給与制度

- ・給料表の改定による初任給の引上げ
※令和6年4月1日に先行実施
- ・初任給基準の引上げ

■ 勤勉手当

- ・特定任期付職員に勤勉手当を新たに支給し、
特定任期付職員業績手当を廃止

■ その他諸手当

- ・管理職員特別勤務手当の対象時間帯を拡大
するとともに、支給対象を拡大
- ・定年前再任用短時間勤務職員等に住居手当及び
寒冷地手当を支給

上記以外の事項

- ・国や他都市の動向等を注視
- ・本市の課題について整理

検討を重ねた上で慎重に対応

令和6年 職員の給与に関する報告及び勧告の概要

4 人事管理に関する報告及び意見

- ・人材獲得競争が激化する中、人材の確保は全庁を挙げて取り組むべき喫緊の課題
- ・新たな昇任選考や定年年齢の引上げ、新本庁舎への移転等、人事制度や職場環境が大きく変化

持続可能な人事管理

- ・時代環境に即した人事制度へのアップデート
- ・全ての職員が生き生きと働くことのできる職場環境づくり

人材の確保・育成

人材の確保

- ・採用試験の見直し
- ・採用広報活動の充実・強化
- ・働きがいのある魅力的な自治体へ

人材の育成

- ・人材確保に合わせたアップデート
- ・効果的なOJT、研修の実施
- ・デジタル化への対応
- ・キャリア形成の支援

昇任制度の在り方

- ・昇任に対する不安の軽減
- ・新たな昇任制度の検証

勤務環境の整備

長時間勤務の是正

- ・DXの推進
- ・勤務間のインターバルの確保
- ・教員の業務負担軽減

誰もが働きやすい職場環境づくり

- ・子育てに係る諸制度の整備・拡充
- ・ワークスタイル変革の実現・波及

60歳を超える職員の働き方

- ・制度の周知及び説明
- ・健康管理に関する啓発

メンタルヘルス対策

ハラスメント対策

市民からの信頼確保

- ・職員の服務規律の確保
- ・不祥事の根絶
- ・組織的な事務事故の防止の徹底

職員の給与に関する報告及び勧告

令和6年10月

川崎市人事委員会



6 川人委調第 6 0 9 号
令和 6 年 1 0 月 7 日

川崎市議会議長 青 木 功 雄 様
川 崎 市 長 福 田 紀 彦 様

川崎市人事委員会
委員長 瀧 峠 雅 介

職員の給与に関する報告及び勧告について

川崎市人事委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与等について別紙第 1 のとおり報告し、併せてその改定について別紙第 2 のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置を執られるよう要望します。

目 次

別紙第1 報 告

1 職員の給与等の実態	1
2 民間の給与等の実態	2
3 民間給与との比較	4
4 国家公務員給与との比較	5
5 物価及び生計費等	5
6 人事院勧告の概要	6
7 本年の給与の改定	7
(1) 月例給	7
(2) 期末・勤勉手当	8
(3) 寒冷地手当	9
8 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備	9
(1) 基本的な考え方	9
(2) 改定すべき事項	11
9 人事管理に関する報告及び意見	12
(1) 人材の確保・育成	13
(2) 勤務環境の整備	18
(3) 市民からの信頼確保	26
10 おわりに	27

別紙第2 勧 告 29

参 考 資 料 55

報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与等及び市内民間事業所の従業員の給与等の実態を把握するとともに、職員の給与を決定する基礎的諸条件について調査、研究を行ってきた。

その結果は、次のとおりである。

1 職員の給与等の実態

本委員会が、本年 4 月現在における職員の給与等の実態について調査した結果によると、企業職員を含む本市の一般職の職員は17,385人であり、このうち「川崎市職員の給与に関する条例」適用の職員（14,677人、平均年齢40.9歳）の平均給与月額は、411,750円（給料336,669円、扶養手当7,675円、地域手当56,130円、その他11,276円）となっている。

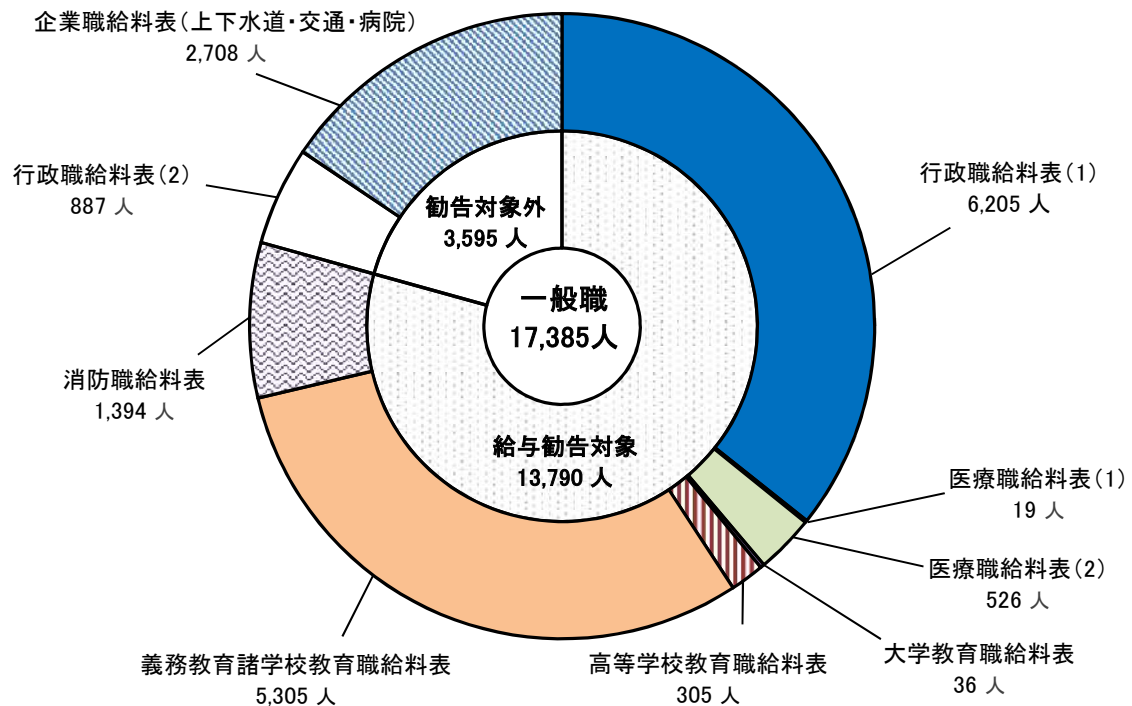
また、行政職給料表(1)の適用職員（6,205人、平均年齢41.8歳）の平均給与額は、411,657円（給料333,170円、扶養手当7,788円、地域手当56,179円、その他14,520円）となっている。

このうち、民間給与との比較を行っている、本年度の新規学卒の採用者を除いた職員（6,061人、平均年齢42.2歳）の平均給与額は、415,973円（給料336,473円、扶養手当7,973円、地域手当56,775円、その他14,752円）となっている。

なお、本委員会の勧告の対象は、行政職給料表(2)の適用職員及び企業職員を除く一般職の職員である。

【参考資料第 1 表～第 9 表（55～115ページ）参照】

給料表別職員数（令和6年4月現在）



- (注) 1 任期付職員、休職中の職員及び定年前再任用短時間勤務職員等は含まれていない。
 2 企業職給料表(上下水道・交通・病院)は、上下水道企業職給料表(1)・(2)、交通企業職給料表(1)～(3)及び病院企業職給料表(1)～(4)の合算である。
 3 定年が段階的に引き上げられることに伴い、「川崎市職員の給与に関する条例」附則第33項により給料月額が決定される職員を除いた数値である。

2 民間の給与等の実態

本委員会は、例年のとおり、人事院、神奈川県人事委員会等と共同して、「職種別民間給与実態調査」を実施した。当該調査は、市内に所在する民間事業所のうち、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の519事業所を調査対象事業所とし、その中から層化無作為抽出法により抽出された104事業所について行ったものである。

調査内容は、公務と類似すると認められる職種に従事する者に、本年4月分として支払われた給与月額及び昨年8月から本年7月までの1年間において支払われた特別給の支給状況等となっている。

【参考資料第10表～第18表（118～132ページ）参照】

本年の職種別民間給与実態調査の主な調査結果は、次のとおりである。

(1) 初任給

事務・技術関係新規学卒者の本年4月の初任給の平均額は、大学卒で233,562円、短大卒で206,728円、高校卒で195,366円となっている。

【参考資料第11表（119ページ）参照】

(2) 職種別給与

事務・技術関係職種をはじめとした各職種の平均支給額は、参考資料第12表に示すとおりとなっている。

【参考資料第12表（120～129ページ）参照】

(3) 初任給の改定状況

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で41.0%、高校卒で16.7%であり、新規学卒者の採用を行った事業所のうち、初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で76.5%、高校卒で60.2%、据え置いた事業所の割合は、大学卒で23.5%、高校卒で39.8%となっている。

【参考資料第13表（130ページ）参照】

(4) 家族手当

家族手当制度がある事業所の割合は78.6%であり、その平均支給月額はいわゆる配偶者9,796円、配偶者と子1人の場合17,878円、配偶者と子2人の場合25,449円となっている。

【参考資料第14表（130ページ）参照】

(5) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額の4.61月分相当となっている。

【参考資料第15表（131ページ）参照】

(6) 給与改定の状況

参考資料第16表に示すとおり、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は80.5%、ベースアップを中止した事業所の割合は1.3%となっている。

また、参考資料第17表に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は92.6%となっている。

【参考資料第16表・第17表（131ページ）参照】

(7) 冬季賞与の考課査定分の配分状況

民間事業所における冬季賞与の考課査定分の配分状況については、一般の従業員（係員）で45.0%、課長級で57.4%、部長級で58.6%となっている。

【参考資料第18表（132ページ）参照】

3 民間給与との比較

職員の給与等の実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員においては行政職給料表(1)の適用職員、民間においてはこれに類似すると認められる職種の者について、主な給与決定要素を同じくする者同士の本年4月分の給与額を対比させ、ラスパイレス方式により精密に比較を行った。

その結果は、次のとおりである。

職員の給与と民間給与との較差

(単位：円)

民間給与 a	職員の給与 b	較 差 a - b $\left[\frac{a-b}{b} \times 100 \right]$
427, 073	415, 973	11, 100 (2. 67%)

(注) 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

4 国家公務員給与との比較

「地方公務員給与実態調査」(総務省)によると、昨年4月時点における、国家公務員の行政職俸給表(一)適用職員とこれに相当する本市職員について、学歴別・経験年数別に比較を行った本市職員の給料月額のススパイレス指数は、100.2(国家公務員を100とする。)となっている。

5 物価及び生計費等

本年4月の消費者物価指数(総務省)は、昨年4月に比べ全国では2.5%、本市では2.3%上昇している。

本委員会が「家計調査」(同省)及び「全国消費実態調査」(同省)を基礎に算定した本年4月における本市の標準生計費は、1人世帯で136,350円、2人世帯で169,540円、3人世帯で206,210円、4人世帯で242,920円となっている。

本年4月時点の神奈川県最低賃金は、時間額1,112円となっており、本年10月からは時間額1,162円に改定されている。

【参考資料第19表・第20表(133～135ページ)参照】

6 人事院勧告の概要

人事院は、本年8月8日、国会及び内閣に対して、国家公務員（一般職）の給与等について報告し、併せて給与等の改定について勧告を行った。その概要は、次のとおりである。

令和6年 人事院勧告・報告の概要



■ 人材確保に向けた抜本的施策と更なる改革の全体像

多様な人材が集まり、一人一人が高い志を持って職務を遂行できる魅力ある公務へ



■ 本年の給与改定（勧告）

民間給与の状況を反映して、約30年ぶりとなる高水準のベースアップ

月例給

【本年4月分の民間給与を調査して官民比較】 【令和6年4月実施】

● 官民較差: 11,183円(2.76%)

● 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ

給与制度のアップデートの先行実施

【総合職(大卒)】 230,000円(+14.6% [+29,300円]) 【一般職(大卒)】 220,000円(+12.1% [+23,800円])
【一般職(高卒)】 188,000円(+12.8% [+21,400円])

● 若年層に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象に全俸給表を引上げ改定

※ おおむね30歳台後半までの職員に重点を置いて改定

行政職俸給表(一)の平均改定率は、1級[係員] 11.1%、2級[主任等] 7.6%、全体 3.0%

※ 官民較差はいわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約4.4%の給与改善

ボーナス

【直近1年間(昨年8月～本年7月)の民間の支給状況を調査して官民比較】 【令和6年4月実施】

● 年間 4.50 月分 → 4.60 月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数とともに0.05月分引上げ

寒冷地手当

【手当額改定: 令和6年4月実施、支給地域改定: 令和7年4月実施】

● 民間の同種手当の支給額を踏まえ、月額を11.3%引上げ。新たな気象データに基づき、支給地域を改定

■ 給与制度のアップデート(勧告) 【令和7年4月実施(初任給・若年層の水準引上げは、令和6年4月に先行実施)】

- 現下の人事管理上の重点課題に対応し、俸給及び地域手当・通勤手当・ボーナス等の諸手当にわたり包括的に給与制度を整備

俸給	初任給・若年層の水準を大幅引上げ 係長以上はより職責重視の体系とし、特に本府省課室長級は役割に見合う処遇に抜本的に見直し
地域手当	都道府県単位(中核的な市は個別指定)とし、級地を5段階に削減の上で最新民間賃金を反映(激変緩和を措置) 異動保障を3年間に延長
通勤手当等	支給限度額を月15万円に引上げ、この範囲内で特急料金も全額支給 新幹線通勤等の要件緩和
扶養手当	配偶者に係る手当を廃止、子に係る手当を増額
ボーナス	成績優秀者への勤勉手当の支給上限を引上げ(標準者の約3倍まで可能に) 任期付専門人材のボーナス拡充
その他手当	管理職員の平日深夜勤務に対する手当の対象時間帯拡大 再任用職員の手当拡大(住居手当、特地勤務手当、寒冷地手当等)

■ 国家公務員の育児休業法の改正(意見の申出) 【民間労働法制の施行から遅れることなく実施】

- 民間労働法制の内容も踏まえ、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を拡充
 - ・ 1年につき10日相当、1日の上限時間数なく育児時間を取得できるパターンを選択可能に
 - ・ 非常勤職員の育児時間について、対象となる子の範囲を小学校就学前の子に拡大

7 本年の給与の改定

以上述べた本市の職員の給与決定に関係のある基礎的諸条件を総合的に勘案し、社会一般の情勢に適応したものとするため、本委員会としては、次のとおり、給与の改定について措置する必要があると考える。

(1) 月例給

本年においては、既に述べたとおり、行政職給料表(1)の適用職員の給与については、4月時点で、職員の給与が民間給与を11,100円(2.67%)下回っていることが判明した。当該較差の解消を図るため、次のとおり月例給の引上げ改定を行うこととする。

ア 行政職給料表(1)

行政職給料表(1)については、較差を解消するため、給料表の引上げ改定を行う。その際、国との均衡を勘案して、高卒初任給を19,300円、大卒初

任給を20,100円、それぞれ引き上げる。さらに、若年層が在職する号給に重点を置きつつ、中堅以上の職員の処遇改善の観点から、全ての級号給において引上げ改定を行うこととする。

イ 行政職給料表(1)以外の給料表

行政職給料表(1)以外の給料表については、行政職給料表(1)との均衡を基本とし、引上げ改定を行うこととする。

なお、特定任期付職員給料表、第1号任期付研究員給料表及び第2号任期付研究員給料表については、国との均衡を基本とし、引上げ改定を行うこととする。

ウ 定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額

行政職給料表(1)の定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額については、職務の級内の均衡を図る観点等から、国との均衡を基本とした改定を行うとともに、初号給を下回ることとなる主任、係長級、課長補佐及び課長級の基準給料月額を、それぞれの職務の級の初号給の給料月額と同額まで引き上げることとする。

また、行政職給料表(1)以外の給料表の定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額についても、行政職給料表(1)との均衡を考慮し、所要の改定を行うこととする。

(2) 期末・勤勉手当

期末・勤勉手当については、職員の期末・勤勉手当の支給月数(4.50月分)が、民間事業所の特別給の支給割合(4.61月分)を下回っていることが判明した。このことから、期末・勤勉手当の支給月数を0.10月分引き上げ、4.60月分とする。

支給月数の引上げ分は、人事院勧告の内容を踏まえ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとする。

併せて、定年前再任用短時間勤務職員、特定任期付職員、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員についても所要の措置を行うこととする。

(3) 寒冷地手当

寒冷地手当については、国の動向等に留意し、適切に対応する必要がある。

8 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

(1) 基本的な考え方

人事院は、本年8月、①多様で有為な人材の確保、②職員の成長支援と組織パフォーマンスの向上、③Well-beingの実現に向けた環境整備という、人事管理をめぐる重点課題への給与面からの対応として、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（いわゆる「給与制度のアップデート」）について報告及び勧告を行った。その中で、若年層の採用等におけるより競争力のある給与水準の設定や、職務や職責をより重視した俸給体系等の整備、能力・実績をより適切に反映した昇給・ボーナスの決定などを給与制度整備の主眼として掲げ、具体的には、初任給の大幅な引上げをはじめ、係長級以上の俸給体系の見直し、公務の実態やニーズの変化を捉えた諸手当の見直しなどを挙げている。

本市においても、人材の確保をはじめ、職員の処遇改善やモチベーション向上等については取り組むべき課題であると認識しており、また、地方公務員法における均衡の原則の観点からも、国の制度に準じた給与制度の整備を行っていく必要がある。

一方、本市は基礎自治体であることから、国とは人事管理における状況が一概に同様とは言えないということも踏まえ、給与制度の整備に当たっては、今後の他都市の動向や総務省の「社会の変革に対応した地方公務員制度のあり方に関する検討会 給与分科会」における検討結果等を注視していくとと

もに、本市の課題について整理し、検討を重ねた上で慎重に対応していく必要がある。

これらを踏まえ、本委員会としては、給与制度のアップデートについて、次のとおり考えるものである。

ア 給料表及び給与制度

初任給については、採用市場における給与面での競争力向上を実現するため、人事院勧告等を踏まえた大幅な引上げが必要であり、月例給の引上げ改定と併せて、初任給基準についても見直す必要がある。

また、本市においても、職務や職責をより重視した給与体系に向けた給料表の整備や、能力・実績をより適切に給与に反映させることは、職員の処遇改善やモチベーション向上等に必要である。一方で、国と本市では給料表の構造や昇任制度、在職者数等が異なることを踏まえると、対応に当たっては他都市の動向等を注視するとともに、本市の課題について整理した上で慎重に検討していく必要がある。

イ 勤勉手当

特定任期付職員の勤勉手当については、能力・実績の適切な反映や国との均衡等の観点から、適切に対応していく必要がある。

ウ その他諸手当

諸手当の見直しのうち、管理職員特別勤務手当については、管理職員の処遇改善や国との均衡等の観点から、国に準じた見直しを行う必要がある。また、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）に支給される手当については、国と本市の状況の違いを踏まえつつ、定年前再任用短時間勤務職員等の処遇改善や国との均衡等の観点から、適切に対応していく必要がある。

その他諸手当の見直しについては、社会情勢を反映しつつ、公務の実態やニーズの変化を捉えて、今後の人事管理により資するものとするため、

他都市や民間企業の動向を注視するとともに、人材の確保や基礎自治体としての役割など、本市の課題を踏まえ引き続き検討していく必要がある。

(2) 改定すべき事項

ア 給料表及び給与制度

(ア) 行政職給料表(1)

行政職給料表(1)については、前記7(1)アにおける引上げ改定に加え、採用市場における給与面での競争力向上を実現するため、初任給基準の引上げを行う。

(イ) 行政職給料表(1)以外の給料表

行政職給料表(1)以外の給料表については、特定任期付職員給料表、第1号任期付研究員給料表及び第2号任期付研究員給料表を除き、前記7(1)イにおける引上げ改定に加え、行政職給料表(1)との均衡を踏まえた初任給基準の引上げを行うこととする。

イ 勤勉手当

特定任期付職員については、能力・実績の適切な反映や国との均衡等の観点から、人事評価の結果等に応じて支給される勤勉手当を支給するとともに、特定任期付職員業績手当を廃止することとする。

ウ その他諸手当

(ア) 管理職員特別勤務手当

管理職員特別勤務手当については、管理職員の処遇改善や国との均衡等の観点から、平日深夜に係る管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯を拡大することとする。また、特定任期付職員及び第1号任期付研究員についても支給対象とすることとする。

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員等の手当拡大

定年前再任用短時間勤務職員等については、処遇改善や国との均衡等

の観点から、現在支給されていない住居手当及び寒冷地手当を支給することとする。

9 人事管理に関する報告及び意見

人事院は、本年8月、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律、国家公務員の寒冷地手当に関する法律等に基づき、公務員人事管理に関する報告を行った。その中で、人材確保の現状は危機的状況にあるとして、その改善に向けた抜本的施策について、具体的な内容を示した。

本市においても、人材獲得競争が激化する中、採用試験の受験者数は減少傾向にあり、人材の確保は喫緊の課題と認識しているところである。さらに、限られた人材で複雑化・多様化する市民ニーズに的確に対応していくためには、全ての職員が各自の持てる能力を最大限発揮できるように、職務に求められる知識・技能のスキルアップやリスキリングにより、職員の成長やキャリア形成を支援していくなど、人材の育成についても人材の確保と一体となって取り組んでいく必要がある。

また、恒常的な長時間勤務の是正や、男性職員の育児休業の取得促進、メンタルヘルス対策、ハラスメント対策など、勤務環境の整備についても、人材確保のための重要な側面を有していることから、引き続き、取組を充実・強化していく必要がある。

市制100周年を迎えた本年、本市では令和5年度から始まった新たな昇任選考や定年年齢の引上げを踏まえた人事配置が実施されるとともに、新本庁舎への移転が完了するなど、人事制度や職場環境が大きく変わり、人事管理の面でも新たな一步を踏み出すこととなった。次の100年に向け、採用、育成、評価及び異動等の一連の取組について不断の見直しを進め、時代環境に即してアップデートしていくとともに、全ての職員が生き生きと働くことのできる職場環境づくりを推進していくことで、持続可能な人事管理を行っていくことが重要であ

る。

こうした認識のもと、本委員会は、本市の人事管理の取組における課題について、以下のとおり言及する。

(1) 人材の確保・育成

ア 人材の確保

少子高齢化の進行による生産年齢人口の減少やコロナ禍後の経済活動の回復傾向に伴う民間企業の採用意欲の高まりなどにより、国においても地方自治体においても、職員採用試験の受験者数は減少傾向にある。本市においても、こうした傾向は同様であり、いかにして多様で有為な人材を確保していくかは、喫緊の課題である。

本市においては、特に技術系職種の受験者数が低迷しており、その確保に向けてこれまで様々な取組を行ってきた。今年度から新たに、土木職、電気職、機械職及び建築職の4職種を対象として、既存の大学卒程度（夏実施）採用試験に加え、SPI3（テストセンター方式）を活用し早期に実施する大学卒程度（春実施）採用試験や教養試験を課さず専門試験に重点を置く大学卒程度（秋実施）採用試験を実施することとしたところである。その結果、春実施及び夏実施の試験の一次試験受験者数の合計は、4職種全てにおいて令和5年度中の大学卒程度採用試験の一次試験受験者数の合計を上回っており、受験者数の確保に一定の効果があったことが窺える。また、任命権者においては、今年度から新たに川崎市ジョブ・リターン制度を創設し、本市を退職した職員を対象として、退職前後に得た知識や経験を活かして再び正規職員として活躍してもらうための職員採用選考を開始したところである。このような取組も含め、任命権者と協力しながら、公務員を志す新規学卒者のみならず民間企業との併願者やいわゆる第二新卒者、民間企業等職務経験者等の幅広い層を対象として、多様で有為

な人材の確保に確実に取り組んでいく。

本委員会では、職員採用における広報活動についても様々な取組を推進している。本年３月に行った職員採用説明会では、対面形式に加え申込不要で視聴できるオンライン配信を同時に行い、多くの受験対象者が容易に参加できる環境を整えた。また、職場の雰囲気を感じて自分の働く姿をイメージしてもらうことなどを狙いとして、土木職・心理職の２職種について、先輩職員の１日の仕事を紹介する「川崎市職員仕事密着動画」をホームページに公開した。今後は、動画など採用特設サイトのコンテンツを拡充するほか、WEBセミナー等のオンライン型のイベントなどインターネットを活用した広報と、先輩職員と接することができる説明会や座談会、職場の現場見学会等の対面による広報とを組み合わせることで、より一層本市で働くことの魅力を伝えていき、さらなる受験者の確保を図っていく。

採用試験については、近年、他の地方自治体においても、実施時期の前倒しや試験科目数の削減による受験者の負担軽減など、人材確保に向けた様々な取組が見受けられる。また、国においても、採用試験の更なる見直しに取り組む方針が示されるなど、国、地方を問わず、採用試験の多様化や簡略化の動きが顕著となっている。このように採用試験の内容や方法が変革期を迎えた中にあっても、それぞれの試験の質や難易度等の水準を保ち、職員に求められる基礎的かつ基本的な能力を担保していくことは必要不可欠である。

本委員会では、今後も民間企業や国、他の地方自治体等の動向や状況を注視しつつ、前述した取組の効果の検証や分析を行うとともに、採用試験の多様化や簡略化も含め、あらゆる方法を検討していく所存であるが、検討に当たっては、求める能力や採用後の人材育成等を考慮するとともに、幅広い人材の活用を推進する必要があることから、今後も関係局との連携が一層重要となる。

多様で有為な人材の確保に向けては、採用試験の見直しのみならず、採用広報活動を充実・強化するとともに、職員の自律的なキャリア形成を促し、意欲を向上させるような様々な取組を通じて、新たに入庁する職員にとっても、既に本市で働いている職員にとっても、働きがいのある魅力的な自治体となるよう全庁を挙げて取り組んでいく必要がある。

イ 人材の育成

本市の人材育成を取り巻く状況は、働き方の価値観の多様化やデジタル社会の進展、前述した採用試験の多様化・簡略化の流れなどを受け、大きく変化している。このような中で、人材育成の果たす役割や意義は、かつてないほど重要となっており、人材の確保と一体となった取組が求められている。

本市では、「川崎市人材育成基本方針」に基づき、日々仕事を進めるプロセス自体を人材育成の機会として捉え、OJTを主軸として人材の育成を行っている。特に、入庁1年目職員に対しては、各職場で指名された育成担当者が、日々の業務の中でOJTを行っており、繁忙期等においては、育成担当者の負担が大きくなることから、管理監督者によるマネジメントや職場内での支援体制の構築が必須である。さらに、新本庁舎への移転を契機としたワークスタイル変革に伴い、ペーパーレス化やフリーアドレスの導入が進み、テレワークの活用も推進される中で、より効果的なOJTの手法についても引き続き検討していく必要がある。

また、任命権者においては、職位ごとに求められる役割等に応じ、新規採用職員から各役職段階において、途切れることなく階層別研修を実施しているところである。近年は働き方・仕事の進め方改革やデジタル化への対応の中で、研修のオンライン化が進む一方、令和5年度からは新規採用職員フォロー研修Ⅲのテーマを「先輩職員と学ぶ・まち歩き」とするなど、コミュニケーションを重視した対面での研修も実施したところである。そ

それぞれの研修の目的や内容に応じて、オンライン研修と対面での研修を使い分けることで、引き続き効果的な研修となるように取組を推進されたい。また、デジタル化への対応に当たっては、階層別研修の全ての階層でデジタル化の推進に関する項目を設けるとともに、オンライン動画研修サービスを活用した学習機会を提供するなど、職員の意識改革とデジタルリテラシーの向上に取り組んでいるところである。今後、必要とされる知識や技能が大きく変化していく中で、職員一人ひとりがその変化に対応していくためにリスキリングやスキルアップできる環境となることが望ましい。

さらに、こうした取組が効果を発揮し、将来にわたり人材を継続的に育成していくためには、職員一人ひとりが自身のライフプランに応じたキャリアプランを持つことが重要である。任命権者においては、職員のキャリア形成や職務遂行上における様々な悩みや課題の解決をサポートする取組としてメンター制度を実施しており、より気軽に庁内の電子掲示板上で相談できるようプチメンター相談室の運用もされているところである。また、女性職員へのキャリア支援として、外部講師による講演や女性先輩職員との意見交換を行う女性活躍推進研修を実施しており、キャリアアップを考える機会を提供している。引き続き、全ての職員が自らのキャリアプランを持ち、生き生きと働くことができるよう支援に取り組まれない。

人材の育成においては、人材の確保と一体となった取組を行うことが重要であり、採用試験の内容や方法が変革期に入っている中で、それに合わせて人材の育成に対する考え方もアップデートしていく必要がある。任命権者においては、社会環境の変化等を考慮した上で、職員一人ひとりの能力が最大限発揮されるよう、より効果的な人材育成を推進するとともに、職員一人ひとりが仕事へのモチベーションを保ち、主体的に働くことのできる環境づくりに取り組まれない。

ウ 昇任制度の在り方

本市の昇任制度については、制度開始から現在に至るまで、昇任をめぐる環境の変化に応じた見直しを行いながら適切に運用してきた。今後であっても、引き続き、目まぐるしい環境の変化に対して、たゆみなく適時的確かつ柔軟に昇任制度の見直しを行っていくことは、本市の組織としての持続性や活力向上のためにも非常に重要である。

働き方や昇任への価値観が変化していく中、昇任制度に関しては、令和5年度から新たな選考が実施されている。係長昇任制度については、3年間の移行期間を経て、人事委員会が実施する競争試験方式の選考を任命権者が実施する能力や実績等に基づく選考へ移行させる一方、主任昇任制度については、任命権者が実施する昇任選考に加え、新たに人事委員会が実施する競争試験方式の選考を行ったところである。

令和5年度に人事委員会が実施した選考のうち一般事務職の主任昇任選考の受験率は男性が76.3%、女性が50.2%、係長昇任選考の受験率は男性が48.8%、女性が18.1%であった。新たな主任昇任選考については令和5年度が初めての実施であったことを踏まえ、今後の動向を注視していく必要があるが、対象職員のうち50%以上が受験していることに鑑みると、早期に職場の中心的役割を担う主任昇任を目指す職員や係長昇任までの3年程度の準備期間に主任経験を積みたい職員など、様々な考えを持った職員の選択肢を広げることにつながったと考えられる。一方、係長昇任選考の受験率が低い背景には、昇任後の働き方や業務内容、仕事と家庭の両立に対する負担、自身の能力に対する不安を感じる職員が依然として多いことが推察される。令和8年度以降、係長昇任選考については、任命権者による選考へと移行するが、より責任のある職を目指す職員を増やすためには、係長職を担うための準備期間でもある主任に対する研修体制の充実に加え、家庭事情に配慮した業務分担や周囲のサポート体制の促進など、昇任に関

する様々な不安を和らげることが重要である。

また、管理職（課長級）に占める女性職員の割合は、令和6年4月1日時点で25.9%であった。前年と比較すると0.9%増となっているものの、令和8年4月1日までに30%以上とする「川崎市特定事業主行動計画」の目標値の達成に向けて一層の取組が求められる状況にある。加えて、管理職登用の候補となる課長補佐・係長級に占める女性職員の割合もそれぞれ19.9%、33.5%であり、職員全体の男女比に鑑みると低い状況が続いている。前述した昇任制度の見直しによって、昇任時期とライフイベントの重なりや自身の能力に対する不安感などによる昇任への負担が軽減されるとともに、適材適所の人事配置等により能力や意欲、実績等を有する女性職員が一層活躍できるようになることを期待し、その動向を注視していく。

今後、新たな昇任制度の運用に当たっては、前述した選考の結果等を踏まえ、引き続き課題の検証や分析を適切に行っていくとともに、年齢や職位、性別等にかかわらず、職員一人ひとりがそれぞれのライフプランやライフイベントなどに応じた働き方を選択しながら、その能力や適性を十分に発揮して活躍できるよう、任命権者と連携しながら、引き続き制度の適正な運用と見直しに努めていく。

（2）勤務環境の整備

ア 長時間勤務の是正

本市の時間外勤務の状況を見ると、年間480時間を超える時間外勤務を行った職員数（交通局の自動車運転手及び病院局の医師等を除く。）は、令和4年度の619人から令和5年度の553人と減少傾向にあるものの、いまだに相当数の職員が長時間勤務を行っていることから、喫緊の課題としてその是正に引き続き取り組む必要がある。

長時間勤務の是正に向けて、任命権者においては、業務プロセス改革や

職員の時間外勤務に対する意識改革等に取り組んできたところである。本市では、業務プロセス改革として、令和４年３月に策定された「川崎市デジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）推進プラン」の施策の一つに市役所内部のデジタル化の推進が位置付けられており、ＡＩやＲＰＡといったデジタル技術の利用促進等に取り組んでいる。ＡＩの業務利用については、文章生成ＡＩの活用について、本年３月に「川崎市文章生成ＡＩ利活用ガイドライン」を策定し、この７月以降に個人単位で約２００ライセンスが割り当てられたところであり、事業の企画案やアイデア出し等において効果が期待される。また、ＲＰＡについては、職員の手作業による転記等の単純かつ大量の定型処理業務等の自動化により、作業時間の削減が図られたところである。こうしたデジタル化に向けた取組は、業務の内容に応じて適切な手段が異なることから、職員一人ひとりがデジタル活用について意識を持つことが大切である。引き続き、研修等を通じて職員が自分事としてＤＸについて考えられる機会を提供するとともに、業務改善に向けた好事例についてはより多くの職場に横展開し、長時間勤務の是正につながるよう取組を推進されたい。

また、仕事から離れる時間を確保することは、職員の健康保持や公務能力の向上につながり、ひいては長時間勤務の是正にも資するものである。令和４年３月に策定された「川崎市特定事業主行動計画」では、令和７年度までの達成目標として職員の年次休暇取得日数を年間１６日以上とすることを掲げており、令和４年度から２年連続で目標を達成したところであるが、引き続き、管理監督者による声かけや業務の属人化の防止など、年次休暇を取得しやすい環境づくりを推進されたい。また、長時間勤務の是正と勤務間のインターバルの確保は表裏一体の課題となっていることから、定時退庁や午後８時以降の時間外勤務の原則禁止といった取組を引き続き徹底することが重要である。

長時間勤務の是正は、心身の健康保持や自己啓発時間の確保など、ワーク・ライフ・バランスの実現につながるものである。任命権者においては、引き続き、デジタル化の推進や業務改善事例の共有など、業務の効率化に取り組むとともに、繁忙期や突発的な業務など特定の職員に負担が偏らないよう、管理監督者によるマネジメントや業務配分の見直しなど、業務の平準化に努められたい。

次に、教員については、学校を取り巻く環境の複雑化・多様化や教員不足の深刻化等により、全国的に働き方の見直しが急務となっており、本年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2024」においては、働き方改革の更なる加速化や学校の指導・運営体制の充実等を一体的に進めるとともに、教員の処遇を抜本的に改善することが示された。本市においても、教員の働き方の見直しを進めるとともに、国の動向を注視し、適切に対応していく必要がある。

特に課題となっている時間外在校等時間の縮減については、令和4年3月に策定された「第2次教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」において量的目標として掲げている時間外在校等時間に関する全ての項目で改善傾向にある一方で、令和5年度において、年間360時間を超える教員の割合は68.5%、年間720時間を超える教員の割合は19.2%であり、依然として高水準となっている。

引き続き、教職員事務支援員や部活動指導員など、教員の業務負担軽減に寄与する外部人材の有効活用を進めるとともに、教員一人ひとりの働き方に関する意識改革の促進により時間外在校等時間の縮減に取り組むことが重要である。また、授業や部活動等の一日のスケジュールの見直しは、時間外在校等時間の縮減や授業準備等の本来的な業務に従事する時間の確保につながることから、見直しに向けた分析・検証を進められたい。教員の長時間勤務は、子どもたちのためを思って、日々子どもたちと向き合っ

ている教員の思いの表れであることに鑑み、働きやすさと働きがいの両立ができるよう、より一層の働き方改革に向けた効果的な仕組みづくりに取り組まれない。

イ 誰もが働きやすい職場環境づくり

本市で働く多様な人材が個々の能力を十分に発揮し、質の高い市民サービスを安定的に提供していくためには、その土台となる職場環境を適切に整備することが不可欠である。

本市では、「川崎市特定事業主行動計画」に基づき、全ての職員が生活と仕事を両立し活躍するために必要な職場環境・職場風土づくりを推進しており、令和5年10月には計画を改定し、市長事務部局等の男性職員の育児休業取得率の目標を政府目標と同じ85%まで引き上げた上で、1週間以上の取得という条件を新たに加えることとしたところである。計画に基づく取組により、令和5年度の市長事務部局等の男性職員の育児休業取得率は77.4%となったが、男性職員が円滑に育児休業を取得できるよう管理監督者による業務調整や労務管理を徹底し、育児休業制度の周知を継続して行うことで、より一層の取得率向上に努められたい。

育児休業等からの復職後の働き方については、本年5月に育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法が改正され、民間企業労働者に関して子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充等が令和7年4月に施行されることとなった。本年8月には、人事院から国家公務員においても育児時間の取得方法について選択肢を追加することが必要であるとする意見の申出が行われており、本市においても、法令改正の動向などを注視しつつ、子育て世代の職員が安心して働くことができるよう、子育てに係る諸制度の整備や拡充を行っていく必要がある。

近年、養育する子が小学校に入学すると、学校や学童保育の事情により

就学前よりも子が自宅で一人になる時間が長くなるなどの理由により、仕事と子育ての両立に苦慮するという、いわゆる小1の壁が社会問題となっている。一部の地方自治体や民間企業では、その対策として、小学校就学後に部分的な休暇を取得できる制度等を導入している事例があり、本市においては時差勤務制度等によりこうした課題に対応しているものの、子育て世代の職員の就労継続を支援するため、適切な制度を検討していくことが望ましい。

また、本市では、新本庁舎への移転を契機としてペーパーレス化やテレワークの推進等に取り組んでおり、令和3年度に策定した「川崎市行財政改革第3期プログラム」では令和7年度までに紙の年間使用量を5,300万枚以下に抑え、テレワーク端末の稼働率を40%以上となるよう目標を設定している。令和5年度実績で紙の年間使用量は約7,760万枚と令和3年度比で約25%減少し、テレワーク端末の稼働率は19.9%となっており、引き続き取組を推進されたい。また、本年7月には各部署の新本庁舎等への移転が完了し、無線LANや内線電話としても利用できるスマートフォンの導入等の環境整備が行われたことにより、執務室のフリーアドレス化やテレワーク時の電話応答、オンラインによる効率的な会議運営などが実現し、働く場所に制約されない、多様なワークスタイルの実現に向けた変革が進んだ。今後は、新本庁舎以外の職場への波及に向けて、新たに導入されたツールの効果的な運用方法を蓄積し、知識や経験等を共有していく必要がある。

次に、障害のある職員については、障害特性に配慮したサポート体制の充実や周囲の理解が必要であり、本市では、障害のある職員が事務用品の補充や共通備品の貸出し等を集約して担うワークステーションを設置するとともに、常駐する障害者雇用支援員による業務支援などを実施しているところである。本市の障害者実雇用率は、令和6年6月1日時点で2.98%となっており、令和7年6月1日までに3.0%という目標達成が視野に入り

つつあるが、障害者雇用促進法の改正により令和7年4月に雇用率の算定基準の見直しが予定されていることを踏まえ、より一層の取組強化が求められる。

任命権者においては、本市で働く職員が年齢や性別、障害の有無等にかかわらず、多様なライフスタイル・ワークスタイルを実現し、能率的に業務を遂行できるよう、引き続き誰もが働きやすい職場環境づくりを推進されたい。

ウ 60歳を超える職員の働き方

本市では、地方公務員法の改正に伴い、令和5年4月から、段階的に定年年齢を引き上げている。令和5年度及び今年度は定年年齢が61歳となっており、本年4月には管理監督職勤務上限年齢制により、管理監督職が非管理監督職である課長補佐に降任したところである。課長補佐及び係長級の職員については、分野横断的な事業調整や知識技術の継承、人材育成等の実務を担い、主任及び職員については、これまでに培った知識、経験等を考慮しながら、基本的に従前と同様の職務を担っている。今後は、これまで培ってきた知識や経験を活かすとともに、若手職員にその知識や経験を継承し、後進の育成と指導を行う役割を期待したい。また、職場環境への影響を検証するため、60歳を超えて勤務する職員やその配属先の職員に意見を聴取するなどの取組を継続して行うことが望ましい。

定年年齢の引上げに伴う一連の制度改正により、60歳を超える職員の働き方が多様化し、全ての職員が、改めてキャリアプランの見直しを求められていることから、制度の周知及び説明に、より一層取り組む必要がある。

また、60歳を超えて勤務する職員の健康管理にはこれまで以上に注意を払うことが求められる。令和5年度の健康診断結果によると、60歳以上の職員は85%以上が有所見となっていることから、60歳を超える職員が心身ともに充実し、モチベーションを維持しながら就労を継続するために、健

健康管理に関する意識の向上に取り組んでいく必要がある。

本市では、60歳到達職員向けに、令和5年度から新たに「キャリアプラス研修」を実施しており、60歳を超えてからのキャリアデザインや健康管理に関する啓発を行うこととしたところであるが、今後は、こうした取組を一層推進していくとともに、60歳到達前の然るべき時期での実施についても検討されたい。

エ メンタルヘルス対策

高度な行政課題や複雑化・多様化する市民ニーズに的確に対応していくためには、職員一人ひとりが十分に能力を発揮できるよう、心身ともに健康であることが必要不可欠である。

任命権者においては、「川崎市職員メンタルヘルス対策第2次推進計画」について、「川崎市総合計画第3期実施計画」等の計画と連動した一体的な取組を推進していくため、令和5年度までとなっていた当初の計画期間を令和7年度まで2年間延長し、健康で働きやすい職場環境づくりや29歳以下の職員（以下「若年層職員」という。）への対策等、取組内容を充実・強化したところである。

本市の「精神及び行動の障害」いわゆるメンタルヘルス不調による長期療養者数は、全局区（教員を含む。）において、令和3年度は363人、令和4年度は376人、令和5年度は388人であり、増加傾向が続いている。とりわけ、若年層職員については、年代別職員数に対する長期療養者の割合が近年増加傾向にあり、離職防止の観点からも対策が急務であることから、今年度から新たに、管理監督者に対する若年層職員の実態と対応方法の周知や本人の特性等に合わせた人材育成及び管理監督者の育成に取り組んでいる。

令和3年度及び令和4年度に任命権者が実施した若年層職員の長期療養者に関する事例分析と復職者への調査によると、長期療養に至った要因は

職場の人間関係などの職場要因と本人の特性等の職場外要因があり、要因の強弱によって対策が異なることが明らかになっており、個々の療養者に必要な措置を講じるのはもちろんのこと、第一義的にはメンタルヘルス不調の要因となり得る事項について把握し、予防することが重要であるとされている。こうした事例分析等を踏まえて、任命権者においては、特にラインケアを重視し、これまで係長級以上を対象に実施していたラインケアに関する研修を今年度から新たに主任級の職員にも拡充して実施している。また、若年層職員においては、メンタルヘルスに関する制度や相談窓口等を知らないまま心身に不調を来すことも多いため、対策として計画配置パソコンにおけるスクリーンセーバーや庁内放送を活用した相談窓口の周知を強化しているところであり、職場全体の意識の醸成にもつながることを期待する。

メンタルヘルス対策の強化に向けては、ワーク・ライフ・バランスを保ちつつ職員個々の特性等に応じた働き方ができるような環境づくりが何より大切である。メンタルヘルス対策に関する意識の普及啓発を管理監督者のみならず、職員全員に徹底するとともに、計画の延長や取組内容の充実・強化によって、相互のフォローアップ体制が強く構築されていくことが望まれる。

オ ハラスメント対策

職場におけるハラスメントは、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントなど様々であるが、いずれも職員の尊厳を不当に傷つけ、能力の発揮を著しく妨げるばかりか、職場における自由闊達なコミュニケーションを妨げることにもつながり、職場全体の業務効率に悪影響を及ぼすことから、徹底した対策が必要である。

各種ハラスメント対策の徹底については、総務省から本年6月に通知が発出されており、公務の職場は各種ハラスメント対策の模範となるべきこ

と、職員がその能力を十分発揮できる勤務環境を保持することによって国民に質の高い行政サービスを提供することなどが求められている。

一方、本市においては、「川崎市職員のセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止に関する要綱」に基づき、相談窓口の設置、職員の階層に応じた研修の実施等に取り組んできたところである。相談窓口への相談件数は、令和4年度に41件、令和5年度は76件と増加しており、継続してハラスメントに対応していく必要がある。

ハラスメントを防止するためには、職員一人ひとりがそれぞれのハラスメントの定義や考え方を学び、常に意識をアップデートすることが重要である。また、ハラスメントを意識するあまり、職員同士のコミュニケーションが希薄となることのないように、積極的な対話を意識していくことも大切である。

また、近年、社会全体で、職員以外の者からの業務の範囲や程度を明らかに超える要求、いわゆるカスタマーハラスメントへの対応について関心が高まっている。本市においても、実態の把握に努め、適切に対応していく必要がある。

任命権者においては、職員の階層に応じた研修の実施や本年4月に改定されたハラスメント啓発パンフレットの活用などにより、職員への周知を行い、職員一人ひとりが生き生きと働くことのできる職場環境づくりに努められたい。

(3) 市民からの信頼確保

職員の服務規律の確保については、これまでも本委員会の報告において繰り返し言及してきたところであるが、本年に入ってから旅費の不正受給、公金等の着服、わいせつ行為等を事由とした懲戒処分が行われるなど、市民

からの信頼を失墜させるような不祥事が続いている。任命権者においては、毎年、通達や通知の発出、管理職を含む職員への研修等の取組を行っているが、今後も様々な機会を通じて職員の規範意識の向上に努め、再発防止の徹底や不祥事の根絶に取り組まれない。

また、個人情報の紛失や委託業者における処理ミスなど、市民や事業者に直接影響を及ぼすような事務事故も依然として発生している。事務の適正な執行の確保に向けて、内部統制制度による取組の効果的な運用が図られることを期待する。今後も、職場内のコミュニケーションの活性化を図り、他人事としてではなく自らの問題として捉えて補完し合える関係を築くとともに、管理職のリーダーシップのもと、組織的に事務事故の防止の徹底が図られたい。

職員にあっては、一人ひとりが厳正な規律意識と高い倫理観を持ち、常に全体の奉仕者であるとの自覚を持って職務に精励することを期待する。

10 おわりに

人事委員会による給与勧告制度は、労働基本権が制約されている職員の適正な処遇を確保するための代償措置としての意義を有し、地方公務員法による情勢適応の原則に基づき、職員の給与水準と民間の給与水準との均衡を図ることを基本とし、国や他都市の職員の給与等も考慮して行われるものである。

本年の勧告は、民間給与との較差を解消するための月例給の引上げ及び期末・勤勉手当の引上げを行うとともに、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備として、住居手当や管理職員特別勤務手当等について見直しを行うこととする内容となった。

本委員会は、今後とも民間給与を的確に反映させた勧告を行い、中立的・専門的な第三者機関としての役割を適切に果たしていく所存である。

市議会及び市長におかれては、給与勧告制度が果たしている役割を理解され、

別紙第 2 の勧告を実施されるよう要請する。

勸 告

本委員会は、職員の給与について、別紙第 1 に述べた報告に基づき、次の措置を執られるよう勧告する。

1 本年の給与の改定について

(1) 給料表

給料表については、別記のとおり改定すること。

(2) 諸手当

期末・勤勉手当については、別紙第 1 で述べた事項を考慮して、引上げ改定を行うこと。

(3) 改定の実施時期

この改定は、令和 6 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、(2)については、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。

2 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備について

(1) 諸手当

ア 住居手当

住居手当については、別紙第 1 で述べた事項を考慮して、定年前再任用短時間勤務職員等に支給すること。

イ 管理職員特別勤務手当

管理職員特別勤務手当については、別紙第 1 で述べた事項を考慮して、改定を行うこと。

ウ 寒冷地手当

寒冷地手当については、別紙第 1 で述べた事項を考慮して、定年前再任用短時間勤務職員等に支給すること。

エ 勤勉手当

勤勉手当については、別紙第 1 で述べた事項を考慮して、特定任期付職員に支給すること。

オ 特定任期付職員業績手当

特定任期付職員業績手当については、別紙第 1 で述べた事項を考慮して、廃止すること。

(2) 改定の実施時期

この改定は、令和 7 年 4 月 1 日から実施すること。

行政職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	175,800	188,700	259,000	281,000	318,600	353,700	379,500	416,500
	2	176,700	190,400	260,600	282,700	320,600	355,800	382,100	419,600
	3	177,600	192,100	262,200	284,400	322,600	357,900	384,700	422,700
	4	178,500	193,800	263,800	286,100	324,600	360,000	387,300	425,800
	5	179,400	195,600	265,500	287,800	326,700	362,000	389,900	428,900
	6	180,500	197,400	267,100	289,500	328,700	364,100	392,500	432,000
	7	181,600	199,200	268,700	291,200	330,700	366,200	395,100	435,100
	8	182,700	201,000	270,300	292,900	332,700	368,300	397,700	438,200
	9	183,700	202,700	272,000	294,600	334,800	370,300	400,400	441,300
	10	185,000	204,600	273,600	296,300	336,800	372,900	403,200	444,400
	11	186,300	206,500	275,200	298,000	338,800	375,500	406,000	447,500
	12	187,600	208,400	276,800	299,700	340,800	378,100	408,800	450,600
	13	188,700	210,400	278,500	301,400	342,900	380,600	411,500	453,800
	14	190,400	212,200	280,200	303,200	344,900	382,900	414,200	457,000
	15	192,100	214,000	281,800	305,000	346,900	385,200	416,900	460,200
	16	193,800	215,800	283,400	306,800	348,900	387,500	419,600	463,400
	17	195,600	217,700	285,000	308,600	351,000	389,900	422,100	466,400
	18	197,400	219,400	286,700	310,600	353,100	392,200	424,800	469,500
	19	199,200	221,100	288,300	312,600	355,200	394,500	427,500	472,600
	20	201,000	222,800	289,900	314,600	357,300	396,800	430,200	475,700
	21	202,700	224,400	291,500	316,700	359,300	399,000	432,700	478,900
	22	204,600	226,100	293,200	318,400	361,600	401,300	435,300	482,000
	23	206,500	227,800	294,800	320,100	363,900	403,600	437,900	485,100
	24	208,400	229,500	296,400	321,800	366,200	405,900	440,500	488,200
	25	210,400	231,100	298,000	323,300	368,400	408,100	442,900	491,300
	26	212,200	232,700	300,000	325,000	370,300	410,400	445,400	494,200
	27	214,000	234,400	302,000	326,700	372,200	412,700	447,900	497,100
	28	215,800	236,100	304,000	328,400	374,100	415,000	450,400	500,000
	29	217,700	237,800	306,100	329,900	375,800	417,200	452,700	503,000
	30	219,400	239,400	307,500	331,600	377,700	419,200	454,900	504,800
	31	221,100	241,100	309,000	333,300	379,600	421,200	457,100	506,600
	32	222,800	242,800	310,500	335,000	381,500	423,200	459,300	508,400
	33	224,400	244,500	312,000	336,500	383,200	425,300	461,300	510,000
	34	226,100	246,100	313,200	338,100	385,000	426,500	462,900	511,200
	35	227,800	247,800	314,600	339,700	386,800	427,700	464,500	512,400
	36	229,500	249,500	316,000	341,100	388,600	428,900	466,100	513,600
	37	231,100	251,200	317,400	342,500	390,200	430,100	467,600	514,600
	38	232,700	252,800	318,600	344,100	392,000	430,900	468,400	515,700
	39	234,400	254,400	320,000	345,700	393,800	431,700	469,200	516,800
	40	236,100	256,000	321,400	347,100	395,600	432,500	470,000	517,900
	41	237,800	257,700	322,800	348,500	397,200	433,100	470,600	519,100
	42	239,400	259,200	324,000	350,100	398,500	433,800	471,300	519,900
	43	241,100	260,700	325,400	351,700	399,800	434,500	472,000	520,700
	44	242,800	262,200	326,800	353,100	401,100	435,200	472,700	521,500
	45	244,500	263,700	328,200	354,500	402,400	435,700	473,300	522,300
	46	246,100	265,100	329,400	356,100	403,400	436,400	474,000	523,100
	47	247,800	266,500	330,800	357,700	404,400	437,100	474,700	523,900
	48	249,500	267,900	332,200	359,100	405,400	437,800	475,400	524,700

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	49	251,200	269,500	333,600	360,500	406,300	438,300	476,000	525,500
	50	252,100	270,800	334,800	362,000	407,000	438,900	476,700	526,300
	51	253,000	272,300	336,100	363,500	407,700	439,500	477,400	527,100
	52	253,900	273,800	337,400	365,000	408,400	440,100	478,100	527,900
	53	254,800	275,300	338,700	366,400	409,200	440,800	478,700	528,700
	54	255,700	276,600	339,900	367,700	409,800	441,400	479,400	529,300
	55	256,600	278,100	341,200	369,000	410,400	442,000	480,100	529,900
	56	257,500	279,600	342,500	370,300	411,000	442,600	480,800	530,500
	57	258,300	281,100	343,800	371,500	411,700	443,100	481,400	531,200
	58	259,100	282,400	344,800	372,400	412,300	443,700	482,100	531,800
	59	259,900	283,900	345,800	373,300	412,900	444,300	482,800	532,400
	60	260,700	285,400	346,800	374,200	413,500	444,900	483,500	533,000
	61	261,600	286,900	347,900	375,000	414,200	445,400	484,100	533,700
	62	262,400	288,100	348,600	375,800	414,800	446,000	484,700	534,300
	63	263,200	289,500	349,500	376,600	415,400	446,600	485,300	534,900
	64	264,000	290,900	350,400	377,400	416,000	447,200	485,900	535,500
	65	264,600	292,300	351,300	378,300	416,600	447,700	486,400	536,200
	66	265,100	293,700	351,800	378,900	417,200	448,300	487,000	536,800
	67	265,600	295,100	352,500	379,500	417,800	448,900	487,600	537,400
	68	266,100	296,500	353,200	380,100	418,400	449,500	488,200	538,000
	69	266,600	297,700	353,900	380,800	418,800	449,900	488,700	538,700
	70	267,000	298,900	354,400	381,400	419,400	450,400	489,300	539,300
	71	267,400	300,300	355,100	382,000	420,000	450,900	489,900	539,900
	72	267,800	301,700	355,800	382,600	420,600	451,400	490,500	540,500
	73	268,300	303,100	356,500	383,200	421,000	452,000	491,000	541,200
	74	268,500	304,300	357,100	383,800	421,600	452,500	491,600	
	75	268,700	305,700	357,700	384,400	422,200	453,000	492,200	
	76	268,900	307,100	358,400	385,000	422,800	453,500	492,800	
	77	269,100	308,500	358,900	385,500	423,200	454,100	493,300	
	78		309,700	359,500	386,000	423,800	454,600		
	79		311,100	360,100	386,500	424,400	455,100		
	80		312,500	360,700	387,000	425,000	455,600		
	81		313,900	361,300	387,500	425,400	456,200		
	82		315,100	361,800	388,000	425,900	456,700		
	83		316,300	362,400	388,500	426,400	457,200		
	84		317,500	363,000	389,000	426,900	457,700		
	85		318,700	363,400	389,500	427,400	458,300		
	86		319,900	363,900	390,000	427,900			
	87		321,100	364,400	390,500	428,400			
	88		322,300	364,900	391,000	428,900			
	89		323,300	365,400	391,500	429,400			
	90		324,300	365,900	392,000	429,900			
	91		325,300	366,400	392,500	430,400			
	92		326,300	366,900	393,000	430,900			
	93		327,100	367,200	393,400	431,400			
	94		327,800	367,600	393,900	431,900			
	95		328,500	368,100	394,400	432,400			
	96		329,200	368,600	394,900	432,900			
	97		329,700	368,900	395,300	433,400			
	98		330,300	369,300	395,700	433,900			
	99		330,900	369,700	396,100	434,400			
	100		331,500	370,100	396,500	434,900			
	101		332,100	370,600	397,000	435,400			
	102		332,500	371,000	397,400	435,900			
	103		332,900	371,400	397,800	436,400			
	104		333,300	371,800	398,200	436,900			

	105		333,700	372,300	398,700	437,300			
	106		334,000	372,700	399,100				
	107		334,300	373,100	399,500				
	108		334,600	373,500	399,900				
	109		334,800	373,900	400,400				
	110		335,100	374,300	400,800				
	111		335,400	374,700	401,200				
	112		335,700	375,100	401,600				
	113		335,900	375,500	402,100				
	114		336,200	375,900	402,500				
	115		336,500	376,300	402,900				
	116		336,800	376,700	403,300				
	117		337,000	377,100	403,800				
	118			377,500	404,100				
	119			377,900	404,400				
	120			378,300	404,700				
	121			378,700	405,100				
	122			379,000	405,400				
	123			379,300	405,700				
	124			379,600	406,000				
	125			379,700	406,400				
	126			379,800	406,700				
	127			379,900	407,000				
	128			380,000	407,300				
	129			380,200	407,700				
	130			380,300	408,000				
	131			380,400	408,300				
	132			380,500	408,600				
	133			380,600	409,000				
	134			380,700	409,300				
	135			380,800	409,600				
	136			380,900	409,900				
	137			381,000	410,300				
	138			381,100					
	139			381,200					
	140			381,300					
	141			381,400					
	142			381,500					
	143			381,600					
	144			381,700					
	145			381,800					
	146			381,900					
	147			382,000					
	148			382,100					
	149			382,200					
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		176,300	214,800	259,000	281,000	318,600	353,700	380,100	417,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

医 療 職 給 料 表 (1)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	288,700	365,600	410,700	447,300	496,500
	2	291,600	367,900	412,700	449,800	498,900
	3	294,400	370,100	414,700	452,300	501,300
	4	297,200	372,300	416,700	454,800	503,600
	5	300,000	374,500	418,600	457,300	505,900
	6	302,900	377,000	420,700	459,800	508,200
	7	305,800	379,500	422,800	462,300	510,500
	8	308,700	381,900	424,800	464,700	512,800
	9	311,500	384,300	426,800	467,100	514,900
	10	314,500	386,400	429,200	469,400	517,200
	11	317,500	388,400	431,600	471,700	519,500
	12	320,500	390,400	434,000	474,000	521,800
	13	323,500	392,400	436,300	476,200	523,700
	14	325,800	394,300	438,500	478,500	526,000
	15	328,100	396,100	440,600	480,800	528,300
	16	330,400	397,900	442,700	483,000	530,600
	17	332,500	399,700	444,800	485,100	532,500
	18	334,600	401,500	446,800	487,200	534,700
	19	336,700	403,300	448,800	489,300	536,900
	20	338,800	405,000	450,800	491,300	539,100
	21	340,900	406,700	452,800	493,100	541,300
	22	342,900	408,400	454,800	495,200	543,500
	23	344,900	410,100	456,800	497,300	545,700
	24	346,900	411,800	458,700	499,300	547,900
	25	348,900	413,500	460,600	501,000	549,900
	26	350,900	415,300	462,600	503,100	552,000
	27	352,800	417,000	464,600	505,100	554,100
	28	354,700	418,700	466,500	507,100	556,200
	29	356,600	420,300	468,400	508,900	558,100
	30	358,600	422,000	469,900	510,700	559,800
	31	360,500	423,700	471,300	512,500	561,500
	32	362,400	425,400	472,700	514,300	563,200
	33	364,300	427,100	474,100	516,100	564,800
	34		428,800	475,600	517,800	566,400
	35		430,500	477,000	519,500	568,000
	36		432,200	478,400	521,200	569,600
	37		433,900	479,800	522,600	571,000
	38			481,200	524,100	572,300
	39			482,600	525,600	573,600
	40			484,000	527,000	574,900
	41			485,400	528,400	576,100
	42			486,800	529,600	577,100
	43			488,200	530,800	578,100
	44			489,600	532,000	579,100
	45			491,000	533,200	580,100
	46			492,400	534,400	581,100
	47			493,800	535,600	582,100
	48			495,200	536,700	583,100

	49			496,600	537,700	584,100
	50			498,000	538,700	585,000
	51			499,400	539,700	585,900
	52			500,800	540,700	586,800
	53			502,000	541,700	587,700
	54			502,800	542,700	588,600
	55			503,600	543,700	589,500
	56			504,400	544,700	590,400
	57			505,200	545,700	591,300
	58			506,000	546,700	592,200
	59			506,800	547,700	593,100
	60			507,500	548,700	594,000
	61			508,200	549,700	594,900
	62			509,000	550,700	595,800
	63			509,800	551,700	596,700
	64			510,600	552,700	597,600
	65			511,200	553,600	598,500
	66			512,000	554,500	599,400
	67			512,800	555,400	600,300
	68			513,500	556,300	601,200
	69			514,100	557,100	602,100
	70			514,800	557,900	603,000
	71			515,500	558,700	603,900
	72			516,200	559,500	604,800
	73			517,000	560,400	605,700
	74			517,700	561,200	606,600
	75			518,400	562,000	607,500
	76			519,100	562,800	608,400
	77			519,800	563,700	609,300
	78			520,500		
	79			521,200		
	80			521,900		
	81			522,600		
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		299,100	365,600	410,700	447,300	496,500

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

医 療 職 給 料 表 (2)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	175,800	188,700	259,000	281,000	318,600	353,700	379,500
	2	176,700	190,400	260,600	282,700	320,600	355,800	382,100
	3	177,600	192,100	262,200	284,400	322,600	357,900	384,700
	4	178,500	193,800	263,800	286,100	324,600	360,000	387,300
	5	179,400	195,600	265,500	287,800	326,700	362,000	389,900
	6	180,500	197,400	267,100	289,500	328,700	364,100	392,500
	7	181,600	199,200	268,700	291,200	330,700	366,200	395,100
	8	182,700	201,000	270,300	292,900	332,700	368,300	397,700
	9	183,700	202,700	272,000	294,600	334,800	370,300	400,400
	10	185,000	204,600	273,600	296,300	336,800	372,900	403,200
	11	186,300	206,500	275,200	298,000	338,800	375,500	406,000
	12	187,600	208,400	276,800	299,700	340,800	378,100	408,800
	13	188,700	210,400	278,500	301,400	342,900	380,600	411,500
	14	190,400	212,200	280,200	303,200	344,900	382,900	414,200
	15	192,100	214,000	281,800	305,000	346,900	385,200	416,900
	16	193,800	215,800	283,400	306,800	348,900	387,500	419,600
	17	195,600	217,700	285,000	308,600	351,000	389,900	422,100
	18	197,400	219,400	286,700	310,600	353,100	392,200	424,800
	19	199,200	221,100	288,300	312,600	355,200	394,500	427,500
	20	201,000	222,800	289,900	314,600	357,300	396,800	430,200
	21	202,700	224,400	291,500	316,700	359,300	399,000	432,700
	22	204,600	226,100	293,200	318,400	361,600	401,300	435,300
	23	206,500	227,800	294,800	320,100	363,900	403,600	437,900
	24	208,400	229,500	296,400	321,800	366,200	405,900	440,500
	25	210,400	231,100	298,000	323,300	368,400	408,100	442,900
	26	212,200	232,700	300,000	325,000	370,300	410,400	445,400
	27	214,000	234,400	302,000	326,700	372,200	412,700	447,900
	28	215,800	236,100	304,000	328,400	374,100	415,000	450,400
	29	217,700	237,800	306,100	329,900	375,800	417,200	452,700
	30	219,400	239,400	307,500	331,600	377,700	419,200	454,900
	31	221,100	241,100	309,000	333,300	379,600	421,200	457,100
	32	222,800	242,800	310,500	335,000	381,500	423,200	459,300
	33	224,400	244,500	312,000	336,500	383,200	425,300	461,300
	34	226,100	246,100	313,200	338,100	385,000	426,500	462,900
	35	227,800	247,800	314,600	339,700	386,800	427,700	464,500
	36	229,500	249,500	316,000	341,100	388,600	428,900	466,100
	37	231,100	251,200	317,400	342,500	390,200	430,100	467,600
	38	232,700	252,800	318,600	344,100	392,000	430,900	468,400
	39	234,400	254,400	320,000	345,700	393,800	431,700	469,200
	40	236,100	256,000	321,400	347,100	395,600	432,500	470,000
	41	237,800	257,700	322,800	348,500	397,200	433,100	470,600
	42	239,400	259,200	324,000	350,100	398,500	433,800	471,300
	43	241,100	260,700	325,400	351,700	399,800	434,500	472,000
	44	242,800	262,200	326,800	353,100	401,100	435,200	472,700
	45	244,500	263,700	328,200	354,500	402,400	435,700	473,300
	46	246,100	265,100	329,400	356,100	403,400	436,400	474,000
	47	247,800	266,500	330,800	357,700	404,400	437,100	474,700
	48	249,500	267,900	332,200	359,100	405,400	437,800	475,400

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	49	251, 200	269, 500	333, 600	360, 500	406, 300	438, 300	476, 000
	50	252, 800	270, 800	334, 800	362, 000	407, 000	438, 900	476, 700
	51	254, 400	272, 300	336, 100	363, 500	407, 700	439, 500	477, 400
	52	256, 000	273, 800	337, 400	365, 000	408, 400	440, 100	478, 100
	53	257, 700	275, 300	338, 700	366, 400	409, 200	440, 800	478, 700
	54	259, 200	276, 600	339, 900	367, 700	409, 800	441, 400	479, 400
	55	260, 700	278, 100	341, 200	369, 000	410, 400	442, 000	480, 100
	56	262, 200	279, 600	342, 500	370, 300	411, 000	442, 600	480, 800
	57	263, 700	281, 100	343, 800	371, 500	411, 700	443, 100	481, 400
	58	265, 100	282, 400	344, 800	372, 400	412, 300	443, 700	482, 100
	59	266, 500	283, 900	345, 800	373, 300	412, 900	444, 300	482, 800
	60	267, 900	285, 400	346, 800	374, 200	413, 500	444, 900	483, 500
	61	269, 500	286, 900	347, 900	375, 000	414, 200	445, 400	484, 100
	62	270, 800	288, 100	348, 600	375, 800	414, 800	446, 000	484, 700
	63	272, 300	289, 500	349, 500	376, 600	415, 400	446, 600	485, 300
	64	273, 800	290, 900	350, 400	377, 400	416, 000	447, 200	485, 900
	65	275, 300	292, 300	351, 300	378, 300	416, 600	447, 700	486, 400
	66	276, 600	293, 700	351, 800	378, 900	417, 200	448, 300	487, 000
	67	278, 100	295, 100	352, 500	379, 500	417, 800	448, 900	487, 600
	68	279, 600	296, 500	353, 200	380, 100	418, 400	449, 500	488, 200
	69	281, 100	297, 700	353, 900	380, 800	418, 800	449, 900	488, 700
	70	282, 400	298, 900	354, 400	381, 400	419, 400	450, 400	489, 300
	71	283, 900	300, 300	355, 100	382, 000	420, 000	450, 900	489, 900
	72	285, 400	301, 700	355, 800	382, 600	420, 600	451, 400	490, 500
	73	286, 900	303, 100	356, 500	383, 200	421, 000	452, 000	491, 000
	74	288, 100	304, 300	357, 100	383, 800	421, 600	452, 500	491, 600
	75	289, 500	305, 700	357, 700	384, 400	422, 200	453, 000	492, 200
	76	290, 900	307, 100	358, 400	385, 000	422, 800	453, 500	492, 800
	77	292, 300	308, 500	358, 900	385, 500	423, 200	454, 100	493, 300
	78		309, 700	359, 500	386, 000	423, 800	454, 600	
	79		311, 100	360, 100	386, 500	424, 400	455, 100	
	80		312, 500	360, 700	387, 000	425, 000	455, 600	
	81		313, 900	361, 300	387, 500	425, 400	456, 200	
	82		315, 100	361, 800	388, 000	425, 900	456, 700	
	83		316, 300	362, 400	388, 500	426, 400	457, 200	
	84		317, 500	363, 000	389, 000	426, 900	457, 700	
	85		318, 700	363, 400	389, 500	427, 400	458, 300	
	86		319, 900	363, 900	390, 000	427, 900		
	87		321, 100	364, 400	390, 500	428, 400		
	88		322, 300	364, 900	391, 000	428, 900		
	89		323, 300	365, 400	391, 500	429, 400		
	90		324, 300	365, 900	392, 000	429, 900		
	91		325, 300	366, 400	392, 500	430, 400		
	92		326, 300	366, 900	393, 000	430, 900		
	93		327, 100	367, 200	393, 400	431, 400		
	94		327, 800	367, 600	393, 900	431, 900		
	95		328, 500	368, 100	394, 400	432, 400		
	96		329, 200	368, 600	394, 900	432, 900		
	97		329, 700	368, 900	395, 300	433, 400		
	98		330, 300	369, 300	395, 700	433, 900		
	99		330, 900	369, 700	396, 100	434, 400		
	100		331, 500	370, 100	396, 500	434, 900		
	101		332, 100	370, 600	397, 000	435, 400		
	102		332, 500	371, 000	397, 400	435, 900		
	103		332, 900	371, 400	397, 800	436, 400		
	104		333, 300	371, 800	398, 200	436, 900		

	105		333, 700	372, 300	398, 700	437, 300		
	106		334, 000	372, 700	399, 100			
	107		334, 300	373, 100	399, 500			
	108		334, 600	373, 500	399, 900			
	109		334, 800	373, 900	400, 400			
	110		335, 100	374, 300	400, 800			
	111		335, 400	374, 700	401, 200			
	112		335, 700	375, 100	401, 600			
	113		335, 900	375, 500	402, 100			
	114		336, 200	375, 900	402, 500			
	115		336, 500	376, 300	402, 900			
	116		336, 800	376, 700	403, 300			
	117		337, 000	377, 100	403, 800			
	118			377, 500	404, 100			
	119			377, 900	404, 400			
	120			378, 300	404, 700			
	121			378, 700	405, 100			
	122			379, 000	405, 400			
	123			379, 300	405, 700			
	124			379, 600	406, 000			
	125			379, 700	406, 400			
	126			379, 800	406, 700			
	127			379, 900	407, 000			
	128			380, 000	407, 300			
	129			380, 200	407, 700			
	130			380, 300	408, 000			
	131			380, 400	408, 300			
	132			380, 500	408, 600			
	133			380, 600	409, 000			
	134			380, 700	409, 300			
	135			380, 800	409, 600			
	136			380, 900	409, 900			
	137			381, 000	410, 300			
	138			381, 100				
	139			381, 200				
	140			381, 300				
	141			381, 400				
	142			381, 500				
	143			381, 600				
	144			381, 700				
	145			381, 800				
	146			381, 900				
	147			382, 000				
	148			382, 100				
	149			382, 200				
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		176, 300	214, 800	259, 000	281, 000	318, 600	353, 700	380, 100

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、学校栄養職、保健師、助産師、看護師、准看護師その他の医療技術職員（以下「医療技術職員」という。）に適用する。

大 学 教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	245,500	293,900	323,400	365,300
	2	247,500	296,300	326,200	367,800
	3	249,400	298,700	328,900	370,300
	4	251,300	301,100	331,600	372,800
	5	253,000	303,400	334,300	374,800
	6	255,000	305,700	337,000	377,200
	7	256,900	308,000	339,700	379,600
	8	258,800	310,200	342,400	381,900
	9	260,600	312,400	345,100	384,000
	10	262,600	314,500	347,400	386,400
	11	264,600	316,600	349,700	388,700
	12	266,700	318,600	352,000	391,000
	13	268,400	320,600	354,300	393,200
	14	270,500	322,700	356,800	395,600
	15	272,600	324,800	359,300	397,900
	16	274,600	326,800	361,800	400,200
	17	276,400	328,800	363,400	402,400
	18	278,600	330,800	365,100	404,700
	19	280,700	332,800	366,800	407,000
	20	282,800	334,700	368,400	409,300
	21	284,900	336,600	370,000	411,600
	22	287,100	338,300	371,600	414,000
	23	289,300	340,000	373,200	416,300
	24	291,400	341,700	374,800	418,600
	25	293,500	343,300	376,400	420,800
	26	295,900	345,000	378,000	423,100
	27	298,300	346,600	379,600	425,400
	28	300,600	348,200	381,200	427,700
	29	302,500	349,800	382,800	429,900
	30	304,600	351,300	384,400	432,200
	31	306,600	352,800	386,000	434,500
	32	308,600	354,300	387,600	436,800
	33	310,400	355,700	389,200	439,000
	34	312,300	357,200	390,900	441,300
	35	314,200	358,700	392,600	443,600
	36	316,100	360,100	394,300	445,900
	37	317,800	361,500	395,600	448,100
	38	319,300	363,000	397,200	450,400
	39	320,800	364,500	398,800	452,700
	40	322,300	366,000	400,400	455,000
	41	323,600	367,300	402,000	457,200
	42	324,600	368,800	403,500	459,600
	43	325,600	370,300	405,100	462,000
	44	326,600	371,800	406,700	464,400
	45	327,600	373,100	407,900	466,300
	46	328,600	374,600	409,300	468,700
	47	329,600	376,100	410,700	471,100
	48	330,500	377,600	412,100	473,400

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	49	331,400	378,900	413,600	475,200
	50	332,000	380,400	415,000	477,300
	51	332,600	381,900	416,400	479,400
	52	333,200	383,400	417,800	481,500
	53	333,800	384,700	419,000	483,500
	54	334,400	386,100	420,200	485,400
	55	335,000	387,400	421,400	487,300
	56	335,600	388,700	422,600	489,200
	57	336,200	390,000	423,700	490,900
	58	336,800	391,400	424,900	492,700
	59	337,400	392,800	426,100	494,500
	60	338,000	394,200	427,300	496,300
	61	338,600	395,300	428,100	497,900
	62	339,200	396,500	429,200	499,600
	63	339,800	397,700	430,300	501,300
	64	340,400	398,900	431,400	503,000
	65	341,000	400,000	432,200	504,800
	66	341,600	401,200	433,100	506,300
	67	342,200	402,400	434,000	507,800
	68	342,800	403,600	434,900	509,300
	69	343,400	404,400	435,700	510,900
	70	344,000	405,400	436,500	512,300
	71	344,600	406,400	437,300	513,700
	72	345,200	407,400	438,100	515,100
	73	345,700	408,500	438,800	516,300
	74	346,300	409,400	439,400	517,400
	75	346,900	410,300	440,000	518,500
	76	347,500	411,200	440,600	519,600
	77	348,000	412,000	441,300	520,600
	78	348,600	412,800	441,900	521,600
	79	349,200	413,600	442,500	522,600
	80	349,800	414,400	443,100	523,600
	81	350,300	414,800	443,800	524,600
	82	350,900	415,400	444,400	525,400
	83	351,500	416,000	445,000	526,200
	84	352,100	416,600	445,600	527,000
	85	352,600	417,200	446,300	527,600
	86	353,200	417,800	446,900	528,400
	87	353,700	418,400	447,500	529,200
	88	354,200	419,000	448,100	530,000
	89	354,700	419,300	448,600	530,600
	90	355,200	419,800	449,200	531,400
	91	355,700	420,300	449,800	532,200
	92	356,200	420,800	450,400	533,000
	93	356,700	421,300	450,900	533,600
	94	357,200	421,800	451,500	534,400
	95	357,700	422,300	452,100	535,200
	96	358,200	422,800	452,700	536,000
	97	358,700	423,200	453,200	536,600
	98	359,300	423,700	453,800	537,300
	99	359,900	424,200	454,400	538,000
	100	360,400	424,600	455,000	538,700
	101	360,700	425,000	455,400	539,400
	102	361,200	425,500	455,900	540,100
	103	361,700	426,000	456,400	540,800
	104	362,200	426,400	456,900	541,500

	105	362,600	426,800	457,300	542,200
	106	363,100	427,300	457,800	542,900
	107	363,600	427,800	458,300	543,600
	108	364,100	428,200	458,800	544,300
	109	364,500	428,600	459,200	545,000
	110	365,000	429,100		
	111	365,500	429,600		
	112	366,000	430,000		
	113	366,400	430,400		
	114	366,900			
	115	367,400			
	116	367,800			
	117	368,200			
	118	368,700			
	119	369,200			
	120	369,600			
	121	370,000			
	122	370,300			
	123	370,600			
	124	370,900			
	125	371,200			
	126	371,500			
	127	371,800			
	128	372,100			
	129	372,400			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		277,200	293,900	323,400	384,300

備考 この表は、看護大学の学長、教授、准教授、講師、助教及び助手である職員に適用する。

高 等 学 校 教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	188,000	219,700	311,100	342,400	414,000
	2	189,300	221,600	313,300	344,500	415,900
	3	190,600	223,500	315,500	346,600	417,700
	4	191,900	225,400	317,700	348,600	419,500
	5	193,300	227,300	319,900	350,600	421,300
	6	194,800	229,200	322,300	352,700	423,300
	7	196,300	231,100	324,700	354,800	425,200
	8	197,800	232,900	327,000	356,800	427,100
	9	199,400	234,900	329,100	358,600	428,700
	10	200,900	236,900	331,100	360,500	430,700
	11	202,400	239,000	333,100	362,300	432,600
	12	203,900	241,000	335,000	364,100	434,500
	13	205,500	242,500	337,200	365,900	436,400
	14	207,200	244,500	339,300	367,700	438,300
	15	208,900	246,500	341,300	369,500	440,200
	16	210,600	248,500	343,300	371,200	442,100
	17	212,300	250,100	345,300	372,900	443,900
	18	214,100	251,800	347,200	374,700	445,800
	19	215,900	253,800	349,100	376,500	447,700
	20	217,800	255,700	351,000	378,200	449,500
	21	219,700	257,700	352,900	379,900	451,200
	22	221,600	260,300	354,700	381,400	453,000
	23	223,500	262,900	356,500	383,100	454,800
	24	225,400	265,200	358,200	384,900	456,600
	25	227,300	268,000	359,900	386,700	458,300
	26	229,200	270,600	361,700	388,300	460,000
	27	231,100	273,200	363,500	389,800	461,700
	28	233,000	275,800	365,200	391,300	463,400
	29	234,900	278,000	366,900	392,800	464,900
	30	236,800	280,600	368,500	394,400	466,400
	31	238,700	283,200	370,100	395,900	467,900
	32	240,400	285,800	371,700	397,400	469,400
	33	242,400	288,000	373,400	398,900	470,800
	34	244,000	290,400	375,200	400,500	472,000
	35	245,600	292,800	376,800	402,000	473,200
	36	247,200	295,000	378,400	403,500	474,400
	37	248,700	296,900	379,900	405,000	475,500
	38	250,300	299,200	381,400	406,500	476,600
	39	251,900	301,500	382,900	408,000	477,700
	40	253,600	303,700	384,400	409,500	478,800
	41	255,000	305,200	385,900	411,000	479,700
	42	256,700	307,400	387,400	412,600	480,400
	43	258,200	309,600	388,800	414,100	481,100
	44	259,700	311,800	390,200	415,600	481,800
	45	261,300	313,500	391,700	417,000	482,600
	46	262,900	315,700	393,200	418,500	483,300
	47	264,500	317,900	394,600	420,000	484,000
	48	266,000	319,900	396,000	421,500	484,700

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	49	267,400	321,600	397,400	423,000	485,200
	50	268,900	323,900	398,800	424,600	485,800
	51	270,400	326,200	400,200	426,100	486,400
	52	271,900	328,000	401,500	427,600	487,000
	53	273,400	329,700	402,800	429,000	487,700
	54	274,900	331,800	404,200	430,600	488,300
	55	276,400	333,900	405,600	432,200	488,900
	56	277,900	336,000	407,000	433,700	489,500
	57	279,400	337,800	408,100	435,000	490,100
	58	281,000	339,700	409,400	436,600	
	59	282,600	341,600	410,700	438,200	
	60	284,200	343,500	412,000	439,700	
	61	285,400	345,400	413,200	441,000	
	62	286,900	347,300	414,400	442,600	
	63	288,400	349,200	415,600	444,200	
	64	289,900	351,000	416,900	445,700	
	65	291,400	352,400	418,100	447,000	
	66	293,100	354,300	419,400	448,400	
	67	294,300	356,200	420,600	449,800	
	68	295,700	358,100	421,800	451,200	
	69	297,100	359,400	423,000	452,600	
	70	297,900	361,100	424,300	453,700	
	71	298,800	362,800	425,600	454,800	
	72	299,600	364,500	426,900	455,900	
	73	300,400	365,900	427,800	457,100	
	74	301,200	367,600	429,000	458,100	
	75	302,100	369,300	430,200	459,100	
	76	303,000	371,000	431,400	460,100	
	77	303,700	372,400	432,500	461,100	
	78	304,600	374,000	433,700	461,800	
	79	305,500	375,600	434,900	462,500	
	80	306,200	377,200	436,000	463,200	
	81	307,000	378,400	437,000	463,800	
	82	307,700	379,900	438,100	464,400	
	83	308,600	381,400	439,200	465,000	
	84	309,400	382,900	440,300	465,600	
	85	310,300	384,200	441,400	466,100	
	86	311,100	385,500	442,400		
	87	311,900	386,800	443,400		
	88	312,700	388,100	444,400		
	89	313,600	389,800	445,100		
	90	314,400	391,100	445,800		
	91	315,100	392,400	446,500		
	92	315,800	393,700	447,200		
	93	316,500	395,200	447,700		
	94	317,300	396,600	448,300		
	95	318,000	398,000	448,900		
	96	318,700	399,200	449,500		
	97	319,300	400,000	449,800		
	98	320,000	401,200	450,200		
	99	320,700	402,400	450,600		
	100	321,400	403,600	451,000		
	101	321,800	404,400	451,400		
	102	322,300	405,400	451,800		
	103	322,800	406,400	452,200		
	104	323,400	407,400	452,600		

105	323,900	408,200	452,900
106	324,400	409,200	453,300
107	324,900	410,200	453,700
108	325,400	411,200	454,100
109	325,900	412,000	454,300
110	326,300	412,900	
111	326,700	413,600	
112	327,000	414,300	
113	327,300	415,000	
114	327,700	415,800	
115	328,100	416,600	
116	328,400	417,300	
117	328,700	418,000	
118	329,100	418,800	
119	329,500	419,600	
120	329,800	420,400	
121	330,100	421,000	
122	330,500	421,800	
123	330,900	422,600	
124	331,300	423,400	
125	331,500	423,900	
126	331,800	424,600	
127	332,100	425,300	
128	332,400	426,000	
129	332,800	426,500	
130		427,100	
131		427,700	
132		428,300	
133		429,000	
134		429,500	
135		430,000	
136		430,500	
137		431,100	
138		431,500	
139		431,900	
140		432,300	
141		432,700	
142		433,100	
143		433,500	
144		433,900	
145		434,100	
146		434,400	
147		434,700	
148		435,000	
149		435,200	
150		435,500	
151		435,800	
152		436,100	
153		436,300	
154		436,600	
155		436,900	
156		437,200	
157		437,400	
158		437,700	
159		438,000	
160		438,300	

	161		438,500			
	162		438,800			
	163		439,100			
	164		439,300			
	165		439,500			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		231,500	274,900	311,100	342,400	414,000

- 備考 1 この表は、高等学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に8,900円を加算した額とする。

義 務 教 育 諸 学 校 教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	192,800	208,400	276,000	305,700	404,500
	2	194,300	210,300	278,100	307,600	405,900
	3	195,800	212,200	280,200	309,500	407,300
	4	197,300	214,100	282,300	311,400	408,700
	5	198,900	216,000	284,000	313,200	409,800
	6	200,600	218,100	286,000	315,100	411,300
	7	202,300	220,200	288,000	317,000	412,800
	8	204,000	222,300	290,000	318,900	414,300
	9	205,700	224,400	291,800	320,700	415,500
	10	207,600	226,900	293,600	322,800	416,900
	11	209,500	229,400	295,400	324,900	418,200
	12	211,400	231,900	297,200	326,900	419,400
	13	213,300	234,000	298,800	328,700	420,700
	14	215,400	235,500	300,400	330,600	422,100
	15	217,500	237,000	302,000	332,500	423,400
	16	219,600	238,500	303,600	334,400	424,800
	17	221,700	240,500	305,700	336,300	425,900
	18	224,100	242,000	307,500	338,200	427,200
	19	226,500	243,500	309,300	340,100	428,300
	20	228,900	244,800	311,300	342,000	429,600
	21	231,200	246,100	312,600	343,900	430,800
	22	232,900	247,600	314,400	345,800	431,800
	23	234,600	249,100	316,200	347,700	433,100
	24	236,300	250,600	317,900	349,700	434,400
	25	238,000	252,100	319,500	351,500	435,700
	26	239,500	253,600	321,300	353,200	436,800
	27	241,000	255,100	323,100	354,900	437,800
	28	242,400	256,600	324,800	356,600	438,900
	29	243,500	258,200	326,400	358,300	440,200
	30	244,800	259,800	328,200	359,900	441,200
	31	246,100	261,500	330,000	361,500	442,400
	32	247,300	263,300	331,700	363,100	443,500
	33	248,500	265,400	333,300	364,700	444,700
	34	249,800	267,200	335,100	366,300	445,500
	35	251,100	268,900	336,800	367,900	446,300
	36	252,400	270,900	338,500	369,500	447,000
	37	253,500	272,600	340,200	371,100	447,900
	38	254,800	274,500	342,000	372,400	448,600
	39	256,100	276,200	343,700	373,700	449,300
	40	257,400	277,900	345,400	374,900	450,100
	41	258,500	279,800	347,100	376,100	451,100
	42	259,600	281,800	348,800	377,300	451,800
	43	260,700	283,500	350,500	378,500	452,600
	44	261,800	285,400	352,200	379,700	453,400
	45	262,800	287,000	353,800	380,900	454,200
	46	263,900	288,400	355,400	382,100	454,900
	47	265,000	289,800	357,000	383,300	455,700
	48	266,000	291,200	358,600	384,400	456,400

	49	267,000	292,900	360,200	385,500	457,300
	50	268,100	294,700	361,700	386,700	458,000
	51	269,200	296,400	363,100	387,900	458,800
	52	270,200	298,100	364,500	389,000	459,600
	53	271,200	299,800	365,900	390,000	460,400
	54	272,300	301,400	367,400	391,200	461,200
	55	273,400	303,000	368,800	392,400	462,000
	56	274,400	304,600	370,200	393,600	462,700
	57	275,400	306,700	370,900	394,500	463,500
	58	276,500	308,300	372,100	395,700	
	59	277,600	310,000	373,300	396,800	
	60	278,600	311,800	374,500	397,900	
	61	279,600	313,600	375,800	399,000	
	62	280,600	315,300	377,000	400,200	
	63	281,500	317,000	378,200	401,300	
	64	282,400	318,900	379,500	402,400	
	65	283,300	320,500	380,700	403,500	
	66	284,300	322,100	381,900	404,600	
	67	285,200	323,700	383,100	405,700	
	68	286,100	325,500	384,400	406,800	
	69	287,000	327,400	385,600	407,800	
	70	288,000	329,000	386,800	408,800	
	71	288,900	330,600	388,000	409,800	
	72	289,800	332,400	389,200	410,700	
	73	290,700	334,300	390,300	411,700	
	74	291,700	335,900	391,300	412,400	
	75	292,600	337,500	392,300	413,100	
	76	293,500	339,400	393,300	413,800	
	77	294,400	341,200	394,100	414,500	
	78	295,600	342,900	394,900	415,100	
	79	296,700	344,600	395,800	415,800	
	80	297,400	346,300	396,600	416,500	
	81	298,100	347,900	397,400	417,300	
	82	299,100	349,600	398,100	418,000	
	83	300,000	351,300	399,000	418,700	
	84	300,900	353,000	399,800	419,300	
	85	301,800	354,300	400,600	419,900	
	86	302,800	355,700	401,400	420,400	
	87	303,700	357,100	402,200	421,000	
	88	304,600	358,500	403,000	421,700	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	89	305,500	360,000	403,600	422,400	
	90	306,500	361,200	404,300	423,000	
	91	307,400	362,400	405,000	423,600	
	92	308,300	363,700	405,700	424,100	
	93	309,200	365,300	406,300	424,600	
	94	310,100	366,500	407,000	425,100	
	95	310,900	367,700	407,700	425,700	
	96	311,700	368,900	408,400	426,300	
	97	312,500	369,900	409,000	426,800	
	98	313,400	370,800	409,700	427,200	
	99	314,200	371,800	410,400	427,700	
	100	315,000	372,800	411,100	428,300	
	101	315,800	373,600	411,700	428,800	
	102	316,600	374,600	412,400	429,200	
	103	317,400	375,600	413,100	429,800	
	104	318,200	376,600	413,800	430,400	

105	319,000	377,300	414,400	430,800
106	319,400	378,200	415,100	431,200
107	319,800	379,100	415,700	431,700
108	320,200	380,000	416,300	432,300
109	320,500	380,800	416,900	432,800
110	320,800	381,700	417,400	433,300
111	321,100	382,700	417,900	433,800
112	321,400	383,700	418,400	434,300
113	321,900	384,300	418,900	434,800
114	322,200	385,100	419,300	435,300
115	322,500	386,000	419,800	435,800
116	322,800	386,900	420,300	436,300
117	323,100	387,700	420,900	436,800
118	323,400	388,400	421,400	437,200
119	323,700	389,100	421,900	437,800
120	324,000	389,900	422,400	438,400
121	324,300	390,500	422,900	438,800
122	324,600	391,300	423,400	
123	324,900	392,000	423,900	
124	325,200	392,700	424,400	
125	325,400	393,200	424,900	
126	325,700	393,900	425,400	
127	326,000	394,400	425,900	
128	326,200	395,000	426,400	
129	326,400	395,700	426,900	
130	326,600	396,300	427,400	
131	326,900	396,800	427,800	
132	327,200	397,300	428,300	
133	327,400	397,600	428,800	
134	327,600	397,900	429,200	
135	327,800	398,500	429,600	
136	328,100	399,100	430,100	
137	328,400	399,500	430,700	
138	328,600	399,900		
139	328,900	400,400		
140	329,200	401,000		
141	329,400	401,400		
142	329,600	401,800		
143	329,900	402,200		
144	330,100	402,800		
145	330,300	403,300		
146	330,400	403,700		
147	330,700	404,100		
148	330,900	404,700		
149	331,100	405,200		
150	331,200	405,600		
151	331,500	406,000		
152	331,700	406,500		
153	331,900	407,100		
154	332,100	407,500		
155	332,400	408,000		
156	332,600	408,500		
157	332,700	409,000		
158	332,900	409,400		
159	333,200	409,800		
160	333,400	410,300		

	161	333, 500	410, 900			
	162	333, 800	411, 200			
	163	334, 000	411, 800			
	164	334, 200	412, 300			
	165	334, 300	412, 800			
	166		413, 200			
	167		413, 700			
	168		414, 200			
	169		414, 700			
	170		415, 100			
	171		415, 600			
	172		416, 100			
	173		416, 600			
	174		417, 000			
	175		417, 500			
	176		418, 000			
	177		418, 500			
	178		418, 900			
	179		419, 400			
	180		419, 900			
	181		420, 400			
	182		420, 900			
	183		421, 500			
	184		421, 900			
	185		422, 300			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		234, 100	270, 400	295, 400	322, 800	404, 500

- 備考 1 この表は、小学校、中学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に9,200円を加算した額とする。

消 防 職 給 料 表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	188,700	231,100	259,000	281,000	318,600	353,700	379,500	416,500
	2	190,400	232,800	260,600	282,700	320,600	355,800	382,100	419,600
	3	192,100	234,500	262,200	284,400	322,600	357,900	384,700	422,700
	4	193,800	236,200	263,800	286,100	324,600	360,000	387,300	425,800
	5	195,600	237,800	265,500	287,800	326,700	362,000	389,900	428,900
	6	197,400	239,500	267,100	289,500	328,700	364,100	392,500	432,000
	7	199,200	241,200	268,700	291,200	330,700	366,200	395,100	435,100
	8	201,000	242,900	270,300	292,900	332,700	368,300	397,700	438,200
	9	202,700	244,500	272,000	294,600	334,800	370,300	400,400	441,300
	10	204,600	246,200	273,600	296,300	336,800	372,900	403,200	444,400
	11	206,500	247,900	275,200	298,000	338,800	375,500	406,000	447,500
	12	208,400	249,600	276,800	299,700	340,800	378,100	408,800	450,600
	13	210,400	251,200	278,500	301,400	342,900	380,600	411,500	453,800
	14	212,200	252,900	280,200	303,200	344,900	382,900	414,200	457,000
	15	214,000	254,600	281,800	305,000	346,900	385,200	416,900	460,200
	16	215,800	256,200	283,400	306,800	348,900	387,500	419,600	463,400
	17	217,700	257,700	285,000	308,600	351,000	389,900	422,100	466,400
	18	219,400	259,300	286,700	310,600	353,100	392,200	424,800	469,500
	19	221,100	260,900	288,300	312,600	355,200	394,500	427,500	472,600
	20	222,800	262,500	289,900	314,600	357,300	396,800	430,200	475,700
	21	224,400	264,000	291,500	316,700	359,300	399,000	432,700	478,900
	22	226,100	265,600	293,200	318,400	361,600	401,300	435,300	482,000
	23	227,800	267,200	294,800	320,100	363,900	403,600	437,900	485,100
	24	229,500	268,800	296,400	321,800	366,200	405,900	440,500	488,200
	25	231,100	270,300	298,000	323,300	368,400	408,100	442,900	491,300
	26	232,700	271,800	300,000	325,000	370,300	410,400	445,400	494,200
	27	234,400	273,300	302,000	326,700	372,200	412,700	447,900	497,100
	28	236,100	275,000	304,000	328,400	374,100	415,000	450,400	500,000
	29	237,800	276,600	306,100	329,900	375,800	417,200	452,700	503,000
	30	239,400	278,300	307,500	331,600	377,700	419,200	454,900	504,800
	31	241,100	280,000	309,000	333,300	379,600	421,200	457,100	506,600
	32	242,800	281,500	310,500	335,000	381,500	423,200	459,300	508,400
	33	244,500	282,900	312,000	336,500	383,200	425,300	461,300	510,000
	34	246,100	284,500	313,200	338,100	385,000	426,500	462,900	511,200
	35	247,800	286,000	314,600	339,700	386,800	427,700	464,500	512,400
	36	249,500	287,500	316,000	341,100	388,600	428,900	466,100	513,600
	37	251,200	289,000	317,400	342,500	390,200	430,100	467,600	514,600
	38	252,800	290,500	318,600	344,100	392,000	430,900	468,400	515,700
	39	254,400	292,000	320,000	345,700	393,800	431,700	469,200	516,800
	40	256,000	293,500	321,400	347,100	395,600	432,500	470,000	517,900
	41	257,700	294,900	322,800	348,500	397,200	433,100	470,600	519,100
	42	259,200	296,300	324,000	350,100	398,500	433,800	471,300	519,900
	43	260,700	297,700	325,400	351,700	399,800	434,500	472,000	520,700
	44	262,200	299,000	326,800	353,100	401,100	435,200	472,700	521,500
	45	263,700	300,300	328,200	354,500	402,400	435,700	473,300	522,300
	46	265,100	301,700	329,400	356,100	403,400	436,400	474,000	523,100
	47	266,500	303,100	330,800	357,700	404,400	437,100	474,700	523,900
	48	267,900	304,400	332,200	359,100	405,400	437,800	475,400	524,700

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	49	269,500	305,700	333,600	360,500	406,300	438,300	476,000	525,500
	50	270,800	307,100	334,800	362,000	407,000	438,900	476,700	526,300
	51	272,300	308,500	336,100	363,500	407,700	439,500	477,400	527,100
	52	273,800	309,800	337,400	365,000	408,400	440,100	478,100	527,900
	53	275,300	311,100	338,700	366,400	409,200	440,800	478,700	528,700
	54	276,600	312,500	339,900	367,700	409,800	441,400	479,400	529,300
	55	278,100	313,900	341,200	369,000	410,400	442,000	480,100	529,900
	56	279,600	315,200	342,500	370,300	411,000	442,600	480,800	530,500
	57	281,100	316,500	343,800	371,500	411,700	443,100	481,400	531,200
	58	282,400	317,900	344,800	372,400	412,300	443,700	482,100	531,800
	59	283,900	319,200	345,800	373,300	412,900	444,300	482,800	532,400
	60	285,400	320,500	346,800	374,200	413,500	444,900	483,500	533,000
	61	286,900	321,800	347,900	375,000	414,200	445,400	484,100	533,700
	62	288,100	323,200	348,600	375,800	414,800	446,000	484,700	534,300
	63	289,500	324,600	349,500	376,600	415,400	446,600	485,300	534,900
	64	290,900	325,900	350,400	377,400	416,000	447,200	485,900	535,500
	65	292,300	327,100	351,300	378,300	416,600	447,700	486,400	536,200
	66	293,700	328,400	351,800	378,900	417,200	448,300	487,000	536,800
	67	295,100	329,800	352,500	379,500	417,800	448,900	487,600	537,400
	68	296,500	331,100	353,200	380,100	418,400	449,500	488,200	538,000
	69	297,700	332,100	353,900	380,800	418,800	449,900	488,700	538,700
	70	298,900	332,800	354,400	381,400	419,400	450,400	489,300	539,300
	71	300,300	333,500	355,100	382,000	420,000	450,900	489,900	539,900
	72	301,700	334,100	355,800	382,600	420,600	451,400	490,500	540,500
	73	303,100	334,700	356,500	383,200	421,000	452,000	491,000	541,200
	74	304,300	335,300	357,100	383,800	421,600	452,500	491,600	
	75	305,700	335,900	357,700	384,400	422,200	453,000	492,200	
	76	307,100	336,400	358,400	385,000	422,800	453,500	492,800	
	77	308,500	336,900	358,900	385,500	423,200	454,100	493,300	
	78	309,700	337,500	359,500	386,000	423,800	454,600		
	79	311,100	338,100	360,100	386,500	424,400	455,100		
	80	312,500	338,600	360,700	387,000	425,000	455,600		
	81	313,900	339,100	361,300	387,500	425,400	456,200		
	82	315,100	339,700	361,800	388,000	425,900	456,700		
	83	316,300	340,300	362,400	388,500	426,400	457,200		
	84	317,500	340,800	363,000	389,000	426,900	457,700		
	85	318,700	341,300	363,400	389,500	427,400	458,300		
	86	319,900	341,900	363,900	390,000	427,900			
	87	321,100	342,500	364,400	390,500	428,400			
	88	322,300	343,000	364,900	391,000	428,900			
	89	323,300	343,500	365,400	391,500	429,400			
	90	324,300	344,000	365,900	392,000	429,900			
	91	325,300	344,500	366,400	392,500	430,400			
	92	326,300	345,000	366,900	393,000	430,900			
	93	327,100	345,500	367,200	393,400	431,400			
	94	327,800	346,000	367,600	393,900	431,900			
	95	328,500	346,500	368,100	394,400	432,400			
	96	329,200	347,000	368,600	394,900	432,900			
	97	329,700	347,500	368,900	395,300	433,400			
	98	330,300	348,100	369,300	395,700	433,900			
	99	330,900	348,600	369,700	396,100	434,400			
	100	331,500	349,100	370,100	396,500	434,900			
	101	332,100	349,500	370,600	397,000	435,400			
	102	332,500	350,000	371,000	397,400	435,900			
	103	332,900	350,500	371,400	397,800	436,400			
	104	333,300	351,000	371,800	398,200	436,900			

	105	333,700	351,400	372,300	398,700	437,300			
	106	334,000	351,900	372,700	399,100				
	107	334,300	352,400	373,100	399,500				
	108	334,600	352,900	373,500	399,900				
	109	334,800	353,300	373,900	400,400				
	110	335,100	353,800	374,300	400,800				
	111	335,400	354,300	374,700	401,200				
	112	335,700	354,800	375,100	401,600				
	113	335,900	355,200	375,500	402,100				
	114	336,200		375,900	402,500				
	115	336,500		376,300	402,900				
	116	336,800		376,700	403,300				
	117	337,000		377,100	403,800				
	118	337,300		377,500	404,100				
	119	337,600		377,900	404,400				
	120	337,900		378,300	404,700				
	121	338,100		378,700	405,100				
	122	338,400		379,000	405,400				
	123	338,700		379,300	405,700				
	124	339,000		379,600	406,000				
	125	339,200		379,700	406,400				
	126			379,800	406,700				
	127			379,900	407,000				
	128			380,000	407,300				
	129			380,200	407,700				
	130			380,300	408,000				
	131			380,400	408,300				
	132			380,500	408,600				
	133			380,600	409,000				
	134			380,700	409,300				
	135			380,800	409,600				
	136			380,900	409,900				
	137			381,000	410,300				
	138			381,100					
	139			381,200					
	140			381,300					
	141			381,400					
	142			381,500					
	143			381,600					
	144			381,700					
	145			381,800					
	146			381,900					
	147			382,000					
	148			382,100					
	149			382,200					
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		213,800	231,100	259,000	281,000	318,600	353,700	380,100	417,400

備考 この表は、消防長及び消防吏員である職員に適用する。

特定任期付職員給料表

号 給	給料月額
	円
1	392,000
2	440,000
3	492,000
4	555,000
5	634,000
6	740,000
7	864,000

第1号任期付研究員給料表

号 給	給料月額
	円
1	414,000
2	475,000
3	538,000
4	621,000
5	722,000
6	824,000

第2号任期付研究員給料表

号 給	給料月額
	円
1	346,000
2	382,000
3	410,000

参 考 資 料

目 次

第1部 職員の給与等の実態

第1表	給料表別平均給与月額	55
第2表	給料表別人員、平均年齢及び平均勤続年数	56
第3表	給料表別、学歴別人員分布	57
第4表	給料表別、年齢別人員分布	58
第5表	給料表別、勤続年数別人員分布	60
第6表	給料表別、級別及び号給別人員分布	62
第7表	扶養手当の支給状況	112
第8表	住居手当の支給状況	114
第9表	管理職手当の支給状況	115

第2部 民間給与等の実態

	令和6年職種別民間給与実態調査の概要	117
第10表	産業別、企業規模別調査事業所数	118
第11表	職種別、学歴別及び企業規模別初任給	119
第12表	職種別、企業規模別及び学歴別給与額等	120
第13表	民間における初任給の改定状況	130
第14表	民間における家族手当の支給状況	130
第15表	民間における特別給の支給状況	131
第16表	民間における給与改定の状況	131
第17表	民間における定期昇給の実施状況	131
第18表	民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	132

第3部 労働経済指標

第19表	費目別、世帯人員別標準生計費	133
第20表	労働経済指標	134

第1部 職員の給与等の実態

第1表 給料表別平均給与月額

(単位:円)

給料表 \ 区 分	給 料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	その他	合 計
行政職給料表(1)	333,170	7,788	56,179	4,355	10,160	5	411,657
うち本年度の新規学卒 の採用者を除いた職員	336,473	7,973	56,775	4,347	10,400	5	415,973
行政職給料表(2)	327,855	7,974	53,733	1,566	-	0	391,128
医療職給料表(1)	537,805	7,579	100,877	1,053	85,095	82,479	814,888
医療職給料表(2)	326,420	3,300	53,753	3,921	6,236	0	393,630
大学教育職給料表	426,806	7,250	70,214	3,875	4,783	0	512,928
高等学校教育職給料表	375,528	8,223	61,882	5,645	3,016	0	454,294
義務教育諸学校教育職給料表	343,934	6,090	56,616	5,757	3,831	0	416,228
消防職給料表	320,502	14,555	54,249	4,356	4,000	0	397,662
全給料表 (企業職を除く。)	336,669	7,675	56,130	4,699	6,468	109	411,750

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	319,427	6,846	53,397	4,366	7,460	11,701	403,197
全給料表 (企業職を含む。)	333,983	7,546	55,704	4,648	6,622	1,915	410,418

(注) 1 数値については、令和6年4月1日現在のものである(以下、第9表までについて同じ。)

2 給料には「教職調整額」を含む。

3 その他は、初任給調整手当、単身赴任手当(基礎額)、寒冷地手当である。なお、本年は、寒冷地手当の支給はない。

4 企業職給料表(上下水道・交通・病院)は、上下水道企業職給料表(1)・(2)、交通企業職給料表(1)～(3)及び病院企業職給料表(1)～(4)の合算である(以下、第9表までについて同じ。)

第2表 給料表別人員、平均年齢及び平均勤続年数

区 分 給料表	適用人数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
行政職給料表(1)	6,205	41.8	16.9
うち本年度の新規学卒 の採用者を除いた職員	6,061	42.2	17.3
行政職給料表(2)	887	50.8	23.7
医療職給料表(1)	19	55.4	13.3
医療職給料表(2)	526	41.7	15.2
大学教育職給料表	36	51.7	6.0
高等学校教育職給料表	305	41.2	12.3
義務教育諸学校教育職給料表	5,305	38.7	12.5
消防職給料表	1,394	38.8	16.3
合 計	14,677	40.9	15.5

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	2,708	41.1	14.0
企業職を含めた総合計	17,385	41.0	15.2

第3表 給料表別、学歴別人員分布

(単位:人)

区 分 給料表	計	学歴別職員数			
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
行政職給料表(1)	6,205	5,054	725	425	1
行政職給料表(2)	887	129	129	586	43
医療職給料表(1)	19	19	—	—	—
医療職給料表(2)	526	477	47	2	0
大学教育職給料表	36	36	0	0	0
高等学校教育職給料表	305	296	2	7	0
義務教育諸学校教育職給料表	5,305	5,104	201	0	0
消防職給料表	1,394	903	229	262	0
合 計	14,677	12,018	1,333	1,282	44
構 成 比	100.0%	81.9%	9.1%	8.7%	0.3%

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	2,708	1,552	713	414	29
企業職を含めた総合計	17,385	13,570	2,046	1,696	73

構 成 比	100.0%	78.1%	11.8%	9.8%	0.4%
-------	--------	-------	-------	------	------

(注) 構成比については、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合がある(以下の表について同じ。)

第4表 給料表別、年齢別人員分布

給料表 年 齢	行政職 給料表(1)	行政職 給料表(2)	医療職 給料表(1)	医療職 給料表(2)	大学教育職 給料表
歳	人	人	人	人	人
18	3				
19	9	1			
20	13				
21	10				
22	120			6	
23	114	1		10	
24	156	3		16	
25	179	3		14	
26	162	3		14	
27	153	4		11	
28	116	7		10	
29	131	8		16	
30	110	3		13	
31	132	11		13	
32	105	8		11	
33	116	10		12	
34	108	4		13	2
35	140	8	1	11	
36	130	7		9	
37	136	13		9	
38	144	11		13	
39	160	9		12	1
40	142	6		10	1
41	162	10		17	1
42	167	3		21	
43	187	2		16	
44	171	9	1	13	1
45	192	15	1	19	2
46	211	18	1	23	1
47	213	18		20	2
48	255	28		13	3
49	254	45	1	13	2
50	229	42		20	2
51	257	49		10	1
52	217	40		21	
53	187	43		10	1
54	171	61	1	10	1
55	210	74	1	14	1
56	139	89	1	12	2
57	128	71	1	17	2
58	128	68	1	21	2
59	138	82		13	2
60 以上			9		6
	人	人	人	人	人
計	6,205	887	19	526	36

高等学校教育職 給料表	義務教育諸学校教育職 給料表	消 防 職 給料表	計
人	人	人	人
		3	6
		2	12
		10	23
		7	17
11	164	22	323
5	191	20	341
3	165	37	380
8	166	29	399
6	151	31	367
15	167	28	378
7	178	19	337
7	186	37	385
9	156	34	325
6	162	49	373
10	140	38	312
3	163	37	341
5	144	54	330
6	143	73	382
7	163	62	378
10	157	57	382
6	159	57	390
16	161	67	426
10	164	57	390
6	151	40	387
8	134	59	392
9	118	57	389
7	122	29	353
9	136	25	399
9	120	34	417
13	112	34	412
4	119	41	463
6	131	30	482
8	125	32	458
3	115	23	458
7	104	37	426
7	101	16	365
3	104	16	367
11	103	21	435
7	125	16	391
9	102	17	347
15	98	22	355
14	105	15	369
15			15
人	人	人	人
305	5,305	1,394	14,677

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	企業職を含 めた総合計
人	人
1	7
1	13
2	25
37	54
84	407
93	434
93	473
91	490
71	438
57	435
62	399
62	447
59	384
50	423
60	372
52	393
64	394
51	433
55	433
48	430
52	442
64	490
49	439
44	431
38	430
47	436
57	410
51	450
66	483
62	474
107	570
95	577
93	551
102	560
97	523
101	466
111	478
82	517
75	466
63	410
78	433
57	426
24	39
人	人
2,708	17,385

第5表 給料表別、勤続年数別人員分布

給料表 勤続年数	行政職 給料表(1)	行政職 給料表(2)	医療職 給料表(1)	医療職 給料表(2)	大学教育職 給料表
年	人	人	人	人	人
0	251	23	2	21	1
1	241	40		34	2
2	287	32	1	26	10
3	229	21	1	17	4
4	192	5	2	9	7
5	154	4		6	1
6	163	3	1	21	1
7	167	1		24	
8	169	1		26	1
9	144	4		15	1
10	107	2		12	1
11	94	5	1	11	
12	177	6		9	1
13	156	3	1	14	1
14	236	3		18	1
15	248	3	1	13	1
16	187		2	14	1
17	129			16	
18	103		1	15	1
19	125		1	19	
20	121			19	
21	122	12	2	15	
22	149	28		10	
23	194	66		9	
24	236	52	1	12	
25	144	64		6	
26	153	61		11	
27	124	72		16	
28	185	69		14	
29	181	62	1	9	1
30	207	45	1	9	
31	150	44		13	
32	136	59		10	
33	157	22		7	
34	97	28		10	
35	76	19		6	
36	89	16		4	
37	54	6		5	
38	37	3		1	
39	20	2			
40	10	1			
41	4				
42					
43					
44					
45					
計	人 6,205	人 887	人 19	人 526	人 36

高等学校教育職 給 料 表	義務教育諸学校教育職 給 料 表	消 防 職 給 料 表	計
人	人	人	人
22	341	34	695
19	331	23	690
11	249	37	653
12	189	37	510
11	251	43	520
21	237	30	453
14	203	16	422
7	250	46	495
10	192	52	451
12	193	56	425
12	186	45	365
12	165	36	324
10	146	48	397
9	114	104	402
16	210	67	551
10	174	66	516
12	203	60	479
4	156	40	345
3	165	33	321
8	138	33	324
8	140	40	328
5	108	36	300
4	81	46	318
8	145	42	464
7	52	37	397
4	29	20	267
3	76	25	329
2	81	27	322
4	44	23	339
5	37	27	323
2	44	17	325
3	35	23	268
	81	24	310
3	85	19	293
2	76	18	231
3	53	21	178
5	30	14	158
	13	9	87
1	2	5	49
1		5	28
		6	17
		4	8
人	人	人	人
305	5,305	1,394	14,677

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	企業職を含 めた総合計
人	人
228	923
190	880
143	796
133	643
139	659
99	552
80	502
90	585
75	526
71	496
66	431
59	383
63	460
43	445
75	626
67	583
44	523
28	373
36	357
18	342
24	352
78	378
58	376
51	515
61	458
65	332
64	393
55	377
62	401
74	397
87	412
50	318
42	352
41	334
47	278
31	209
28	186
24	111
8	57
6	34
5	22
	8
人	人
2,708	17,385

第6表 給料表別、級別及び号給別人員分布

行政職給料表(1) (他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用)

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7	4							
8								
9								
10	1							
11	3							
12	6							
13								
14								
15	10							
16	2							
17	2			1				
18				1				
19	5							
20	1					1		
21	2		1					
22	4							
23	7	1	2	2				
24				2				
25	2				1			
26	1	3	1	1		1		
27	122	77	1	3		1		
28	2	45		1				
29	1	30	2	4				
30	6	28	1	1			1	
31	110	54	1	1		1	1	2
32	5	52	2	9				3
33	13	38	1	4				3
34	9	25	2	1			1	7
35	118	45	1	10		1	1	3
36	35	24	1	7			1	5
37	20	28	6	3		2	2	1
38	13	28	2	1		1		1
39	1	44	9	14		1	1	1
40	1	33	12	9		5	9	
41		32	8	9	1	11	5	1
42		21	13	11	2	16	7	1
43		34	20	8	1	15	6	
44	1	32	16	10	2	16	9	
45		35	16	10	4	13	13	1
46		18	18	19	2	20	7	
47		49	20	13	4	15	5	
48		33	26	7	5	20	9	
49		29	30	19	11	14	6	
50		26	19	20	18	14	9	
51		34	31	16	13	18	6	
52		36	20	22	23	25	6	

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
53		38	20	23	18	8	2	
54		26	23	13	14	19	2	
55		41	28	16	12	15	4	
56		29	18	18	10	13	5	
57		28	17	18	9	24	5	
58		24	21	17	20	17	6	
59		33	11	18	21	16		
60		26	24	16	17	26	1	
61		25	12	24	9	21	1	
62		23	19	30	13	14	1	
63		39	16	29	9	26	4	
64		18	18	22	15	14	1	
65		16	26	20	7	10	1	
66		27	27	27	11	15	2	
67		54	12	23	12	11	3	
68		22	18	29	8	11	2	
69		33	22	20	9	13	1	
70		23	15	25	6	6	1	
71		28	10	21	11	11	2	
72		14	20	30	10	9		
73		17	17	24	7	6		
74		5	13	31	9	5		
75		21	27	27	8	14		
76		13	16	25	2	7		
77		14	24	16	5	4	1	
78		7	20	18	6	10		
79		6	27	15	8	2		
80		4	21	22	6	2		
81		4	21	20	4	5		
82		4	23	14	3	3		
83		5	26	12	3	5		
84		1	22	15	5	2		
85		3	20	16	2	8		
86			19	11	4			
87		1	20	17	3			
88		1	20	17				
89		1	20	13				
90		1	15	16				
91		2	19	10				
92			16	9	1			
93		1	14	9	2			
94		1	23	13	2			
95			19	8				
96			17	9				
97			20	8				
98			14	8				
99			14	5				
100			12	10				
101			15	9	1			
102			15	8				
103			16	8				
104			16	5				

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
105			16	8	3			
106			20	4				
107			17	9				
108			20	4				
109			20	4				
110			12	3				
111			21					
112			13	5				
113			11	5				
114			23	3				
115			13	5				
116			9	3				
117		5	12	3				
118			11	2				
119			21	2				
120			14	4				
121			10	2				
122			16	1				
123			14	1				
124			11	1				
125			16	1				
126			7					
127			12	2				
128			5	2				
129			9	1				
130			12					
131			10					
132			5	2				
133			3	1				
134			3	1				
135			3					
136			6					
137			4	12				
138			2					
139			2					
140			2					
141			2					
142			3					
143			1					
144			2					
145			1					
146								
147			1					
148			1					
149			13					
合 計	507	1,618	1,689	1,217	412	583	150	29
平均給料月額	199,899円	252,185円	351,837円	372,902円	409,917円	438,431円	471,139円	506,800円
平均年齢	23.3歳	31.8歳	46.8歳	45.6歳	50.5歳	52.5歳	55.7歳	57.9歳

(注) 各級内の実線は、当該級の最高号給の位置を示す(以下、第6表の各表について同じ。)

行政職給料表(2) [機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務並びに市立学校の学校給食の業務に従事する職員に適用] (単位:人)

級 号給	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10	1			
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22	1			
23				
24	3			
25	1			
26				
27		2		
28		4		
29	2			
30	3	5		
31	2	1		
32	3	9		
33				
34	6	7		
35	1			
36	3	5		
37				
38	8	6		
39		1		
40		12		
41		3		
42		5		
43		1		
44		3		
45		3		
46		8		
47		1		
48		6		
49		4	1	
50		1		
51			1	
52		2		

級 号給	1	2	3	4
53		1		
54				
55		1	1	
56		1		
57			4	
58				
59				
60			1	1
61			1	
62			1	
63			1	1
64		2		2
65		1	1	3
66		1	3	
67			3	1
68		1	2	
69		1	1	3
70		1	2	1
71			1	1
72			2	2
73		2	8	1
74		1	8	1
75		1	4	2
76			5	
77			6	4
78		1	5	3
79		1	5	
80		1	7	3
81		1	15	2
82		2	15	5
83			17	2
84			15	
85			14	5
86		1	16	4
87			15	3
88		1	20	4
89			18	
90			19	1
91		1	17	1
92			18	2
93			25	4
94			22	3
95			13	1
96			18	3
97			14	2
98			19	1
99			21	2
100			10	2
101			11	1
102			13	
103			7	1
104			10	2

級 号給	1	2	3	4
105			16	
106			17	3
107			10	
108			14	1
109			9	
110			11	1
111			12	2
112			10	3
113			6	
114			6	1
115			9	
116			7	1
117			3	
118			8	1
119			6	1
120			5	
121			5	
122			2	1
123				
124			3	
125			1	
126			2	1
127			3	1
128			2	2
129			1	
130			3	
131			1	1
132			1	
133				1
134				
135				
136				
137				2
138			1	
139			1	
140				
141			1	
142				
143				
144				
145				
146				
147				
148				
149			6	
合 計	34	112	638	103
平均給料月額	192,885円	235,094円	344,864円	367,920円
平均年齢	27.4歳	37.5歳	53.5歳	55.9歳

医療職給料表(1) (保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用)

(単位:人)

給 号	級	1	2	3	4	5
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21			1			
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31				1		
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						1
39						
40						
41						
42					1	
43				1		
44						
45				1		
46						
47						
48						
49					1	
50						
51						
52						

級 号給	1	2	3	4	5
53				1	1
54					1
55					2
56			1		
57					1
58				1	
59				1	
60					
61					
62					
63					
64					
65					
66					1
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					1
75					
76					
77				1	
78					
79					
80					
81					
合 計	0	*	4	6	8
平均給料月額	-	*	481,200円	538,567円	584,213円
平 均 年 齢	-	*	47.5歳	58.2歳	59.9歳

(注)「*」は、職員数が1人の場合である(以下、第6表の各表について同じ。)

医療職給料表(2)

〔 保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、学校栄養職、保健師、
助産師、看護師、准看護師その他の医療技術職員に適用 〕

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25		1					
26							
27	6	12					
28		1		1			
29		2					
30	1	1					
31	3	7					
32		1					
33	1	1					
34		2					
35	2	3					
36		3					
37	9	2		1	1		
38		2	1				
39		3	1	1		1	
40	3	1	1	1			
41	10	8	2			1	
42		3	1	2			
43		5	3				1
44		2	1		1		1
45		4	2		1	1	1
46		5	3			1	
47		3	1	1	2	1	
48		6	1		1		
49		1	1		1	3	
50		3	3	1		1	
51		1	3	1		1	
52		4		1	1	1	

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
53		3	2			2	
54		4	1	1		2	
55		2		2	1	1	
56		4	1	1		4	
57		5	2			1	
58		3	2	1		3	
59		2	5	2		1	
60		4	2	1	1	2	
61		5	3		1		
62		2	1	3	1		
63		4	6	3	2	1	
64		2	3	1			
65		3	2	3	1	1	
66			5	1	2	1	
67		6		3		1	
68		2	4	2	2		
69		7	9	1			
70		2	3	4		2	
71		5	2	1	2		
72			3	4		1	
73		2		2	1	1	
74		1	5	2		2	
75		1	1	1		1	
76			6	2		1	
77		1	1	1	1		
78			3	4	1		
79			2	2			
80		2	6	3	1		
81		1	3	1			
82			2	2	1		
83			4	2			
84			2	3			
85		1	2		2		
86			4				
87			1		1		
88			1				
89				2			
90			2				
91			1				
92			1	1			
93			1	2			
94			1	1	1		
95				1			
96				2			
97			1	1			
98			2				
99				3			
100			1	1			
101							
102			2	2			
103			2				
104			2	1			

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
105			1	1			
106			1				
107			3	1			
108			1	1			
109			1				
110			3				
111							
112							
113			1				
114							
115			1	2			
116							
117			1				
118							
119			1				
120			1				
121			1				
122			1				
123			3				
124							
125			1				
126			2				
127							
128			1				
129							
130							
131							
132			1				
133							
134			1				
135							
136			1				
137							
138			1				
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
合 計	35	161	167	91	30	39	3
平均給料月額	209,063円	253,752円	349,963円	376,402円	410,707円	438,603円	467,467円
平均年齢	23.7歳	32.4歳	45.9歳	47.5歳	51.0歳	56.1歳	57.7歳

大学教育職給料表 [看護大学の学長、教授、准教授、講師、助教及び助手である
職員に適用]

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49	1	1		
50				
51				
52				

級 給 号	1	2	3	4
53	1	1		
54				
55				1
56				
57				
58		1		
59				
60		2		
61				2
62				
63		1	1	
64				
65				
66				1
67		1		
68				
69		1	1	3
70				
71				
72				
73	1		1	
74				
75		1		
76				
77				2
78		1		
79				1
80				
81			1	
82				
83				
84			1	
85	1			
86				
87				
88				
89	1			
90				
91				
92			2	
93				
94				
95	1			
96				
97		1		
98				
99				
100				
101				
102				
103				
104				

級 号給	1	2	3	4
105 106 107 108				
109 110 111 112		1		1
113 114 115 116				
117 118 119 120				
121 122 123 124				
125 126 127 128				
129				
合 計	6	12	7	11
平均給料月額	334,467円	395,000円	435,714円	506,200円
平 均 年 齢	43.8歳	48.8歳	53.9歳	57.6歳

高等学校教育職給料表 [高等学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、
講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手に適用]

(単位:人)

号給 \ 級	1	2	3	4	5
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11		10			
12					
13					
14					
15		5			
16					
17					
18		1			
19		3			
20					
21		2			
22	1	1			
23		2			
24					
25					
26					
27		6			
28		4			
29		3			
30					
31		3			
32		4			
33		5			
34					
35		1			
36		2			
37		4			
38		1			
39		1			
40					1
41		4			
42		2			
43		1			
44		3			3
45		1			
46		1			
47		2			
48		4			
49		1			
50		2			
51		2			
52		4			
53		2	2		
54		1	1		
55		2			
56		2	1		

級 号給	1	2	3	4	5
57		2			
58		1			
59			1		
60					
61		1			
62		2			
63		2			
64		5			
65			1		
66					
67			2		
68		4			
69		2			
70		1			
71		1			
72		4			
73		3			
74		2		1	
75		3			
76		5			
77		2	2	2	
78		2	1	1	
79		2	1		
80		3			
81		2		1	
82		3		1	
83		1		3	
84		4			
85		2	1		
86		3			
87			1		
88		1			
89		1	2		
90		1	3		
91		2			
92		1			
93	1	2	1		
94		2	2		
95		1			
96			1		
97		5	1		
98		4			
99		3	2		
100		2	1		
101		1	1		
102		1			
103			2		
104		1	1		
105		2	1		
106		2			
107		1	1		
108					
109			1		
110		5			
111					
112		2			

給 号	級	1	2	3	4	5
113			1			
114			2			
115			2			
116			2			
117						
118			3			
119			1			
120			3			
121						
122			1			
123			1			
124			1			
125			1			
126						
127						
128		1	4			
129			1			
130						
131			2			
132			1			
133						
134						
135						
136			4			
137			1			
138			1			
139						
140			3			
141			2			
142			2			
143			1			
144						
145			3			
146						
147			2			
148			2			
149						
150						
151			2			
152			2			
153			1			
154			3			
155			1			
156			1			
157			1			
158						
159						
160			1			
161						
162						
163						
164						
165			2			
合 計		3	255	34	9	4
平均給料月額		285,203円	361,812円	450,455円	466,811円	475,425円
平均年齢		35.7歳	39.2歳	50.5歳	56.4歳	58.0歳

(注) 平均給料月額には「教職調整額」を含む。

義務教育諸学校教育職給料表

〔 小学校、中学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手に適用 〕

(単位:人)

級 給 号	1	2	3	4	5
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15		1			
16					
17		164			
18		1			
19		13			
20		2			
21		177			
22					
23		7			
24		5			
25		143			
26		3			
27		17			
28		7			
29		144			
30		3			
31		16			2
32		12			
33		118			
34		9			
35		22			1
36		11			2
37		124			3
38		19			6
39		27			9
40		20			11
41		117			7
42		16			9
43		28			11
44		19			12
45		105			2
46		23	1		6
47		34	1		2
48		33			3
49		86			5
50		13			8
51		43			3
52		22	1		4

級 号給	1	2	3	4	5
53		73	1		4
54		24			5
55		33			1
56		30	2		
57		47	2		3
58		28			
59		37	2		
60		21	1		
61		73	2		
62		31	1		
63		30	1		
64		24	2		
65		52	3		
66		34	2		
67		30			
68		31	2		
69		38	7		
70		50	8		
71		30	2		
72		34	3	1	
73		38	3		
74		39	7	1	
75		48	6		
76		33	6		
77		36	8		
78		40	4		
79		30	8		
80		32	9	1	
81		35	7		
82		33	14	1	
83		43	10		
84		35	9	1	
85		36	9		
86		48	9	1	
87		35	12	2	
88		42	7	1	
89		34	9	1	
90		48	7		
91		38	14	1	
92		39	12	4	
93		39	10	3	
94		23	11		
95		42	8		
96		27	7	4	
97		33	13	1	
98		35	17	2	
99		35	16	11	
100		39	12	6	
101		40	10	6	
102		24	10	6	
103		24	11	3	
104		31	16	5	

級 号給	1	2	3	4	5
105		29	7	6	
106		23	11	7	
107		16	16	7	
108		22	11	7	
109		27	11	14	
110		16	15	4	
111		23	18	13	
112		23	15	8	
113		23	15	9	
114		16	13	5	
115		13	9	3	
116		19	13	5	
117		17	14	5	
118		21	8	4	
119		27	16	5	
120		23	18	3	
121		15	10	7	
122		21	8		
123		12	10		
124		12	13		
125		14	6		
126		17	11		
127		13	8		
128		10	7		
129		9	12		
130		10	12		
131		9	6		
132		12	6		
133		16	3		
134		8	6		
135		13	2		
136		15	2		
137		17	13		
138		9			
139		10			
140		9			
141		13			
142		12			
143		8			
144		17			
145		9			
146		10			
147		6			
148		6			
149		12			
150		4			
151		16			
152		7			
153		8			
154		10			
155		10			
156		9			

号給 / 級	1	2	3	4	5
157		10			
158		5			
159		5			
160		8			
161		3			
162		6			
163		3			
164		1			
165		3			
166		2			
167		2			
168					
169		2			
170		3			
171					
172		1			
173					
174					
175					
176					
177					
178					
179					
180		2			
181					
182					
183					
184					
185		2			
合 計	0	4,312	700	174	119
平均給料月額	-	324,659円	422,103円	435,547円	448,583円
平均年齢	-	35.7歳	50.3歳	53.6歳	57.1歳

(注) 平均給料月額には「教職調整額」を含む。

消防職給料表（消防長及び消防吏員である職員に適用）

（単位：人）

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1								
2								
3	3							
4	1							
5								
6								
7	1							
8								
9								
10								
11	8	1						
12	3					1		
13								
14								
15	6	3	1					
16								
17								
18	2							
19	9	2						
20								
21	1							
22	2							
23	20	4	1					
24	1	1	1					
25	1	1						
26								
27	25	4	2					
28	2							
29	1	2	1					
30	4	1						
31	23	15	1					
32	4	2	2					
33		1						1
34			1					
35	20	8	3					
36	6	7						
37	2	5	2					
38		4	1	1				
39	29	9	4					
40	4	14	3				1	
41	3	6	3					
42		4	2	1				
43	14	22	3	1			1	
44	3	7	7	1				
45	5	7	3			1	2	
46	1	4	5	2		1	1	
47	7	16	4			2	1	
48	2	6	9			2		
49	2	11	5			1	3	
50	1	8	5		1	3		
51	22	13	4	1	1	1		
52	7	16	6		2	2		

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
53	5	10	5			3		
54	2	11	2	2	4		1	
55	19	14	10	2	1	1	1	
56	5	11	8			1	1	
57	2	15	15	1	1	2	1	
58	2	6	12	2	3	5		
59	19	7	10	1	1			
60	7	7	11		2	3		
61	5	12	13	4	5	4	1	
62	2	8	8	2	5	4		
63	1	6	7		1	1		
64	1	5	3	2	1	2		
65	1	2	9		1	1		
66			3	2	2	2		
67			8	3	7	1		
68		1	7	2	3			
69			7	1	3	2		
70		1	6		3			
71			5	2	3	3		
72			4	2	2	3		
73			5	2	1	1		
74		1	6	5	1			
75			5	3	1			
76			9	5	2	2		
77			4	2				
78			8	7	2			
79			5	7	1			
80			7	6	1			
81			5	3	1			
82			4		2			
83			9	1				
84			8	3	2			
85			4	5				
86			3	5				
87			3	1				
88		1	3	2	1			
89			7	3	1			
90			4	3	1			
91			3	3				
92			4	1	1			
93			5	1				
94			4	1	1			
95			6	2				
96			4	1	1			
97			5	4				
98			4	1				
99			2		1			
100			3	1				
101			1					
102			1	2				
103			3					
104			1	2				

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
105			1		1			
106			4					
107			4					
108								
109			2	2				
110			4	1				
111			1					
112			4	1				
113		8	5					
114			5	2				
115			3					
116			4					
117			2					
118								
119			2					
120			4					
121			4					
122			2	1				
123			4					
124			3					
125			4					
126			2					
127			1	1				
128			3					
129			4					
130			6					
131			2					
132			3					
133			3					
134			5					
135								
136			1					
137			1					
138								
139			1					
140			1					
141			1					
142								
143			2					
144			1					
145			1					
146			1					
147								
148								
149			1					
合 計	316	330	479	125	74	55	14	*
平均給料月額	234,605円	291,524円	348,822円	380,146円	413,849円	438,373円	471,307円	*
平均年齢	26.7歳	35.6歳	43.3歳	45.2歳	50.4歳	53.3歳	56.4歳	*

上下水道企業職給料表(1) (上下水道局企業職員のうち事務職員及び技術職員に適用)

(単位:人)

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7	8
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7		1							
8									
9									
10									
11									
12		1							
13							1		
14									
15		1							
16									
17		1							
18									
19		2							
20									
21									
22									
23		1							
24									
25									
26									
27		7	15						
28			6						
29		1	2		1				
30		1	1						
31		5	4						
32		1	1		1				
33		2	3		1				
34			1						
35		16	7				1		
36		4	2						
37		6	1						1
38		2	3		1				
39			6	2	1				
40			7	2				2	
41			5	2			1		
42		1	4	5	1				
43			5	2	1				
44			5	2	3		2	1	
45			8	1	1		1		
46			5	5			1	1	
47			8	3	2			1	
48			2	3	2		1	1	
49			3	1	2	1	1		
50			4	1	1	1		1	
51			4	2	2			1	
52			1	1	1	1	2		

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
53		4	3			5		
54		5	2		4			
55		9	4	2	3	2		
56		3	5	1	5	2		
57		6	4	1		1		
58		4	3	2	3			
59		5	2	1	2	2	1	
60		1	1	2	2	4		
61		2	2	1		5		
62		3	4	1	2	3		
63		10	2		4		1	
64		7		2	3	1		
65		7	1	1	3	2		
66		4	5	6	1	2		
67		13	2		5	1		
68		6	3	2		1	1	
69		7		7	3	1		
70		4		4	2	3		
71		9	3	2	1			
72		4	3	8	2	2		
73		1	3	2	1	2		
74		1	1	3	2	1		
75		5	2	3	2	2		
76		1	1	3	3	1		
77			2	1				
78			1	1	2	2		
79		1		2	1			
80		2	3	6	1			
81			1	6		1		
82			2	4	2			
83		2	4	3				
84		1	6	4	2	1		
85			7	3		1		
86			5	1	1			
87			7	3				
88			3	3				
89			2					
90			2	2				
91			7	4				
92			4	1				
93			1					
94			1	3				
95			3	2				
96			1					
97			6	3				
98								
99			2	4				
100			1		1			
101			1					
102			1	1				
103			3					
104			2					

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
105			2	1				
106			4	3				
107			4	2				
108			3					
109			1					
110			4					
111			4					
112			2					
113			5	1				
114			5					
115			5					
116			2					
117		1	3					
118			6					
119			2					
120			2	1				
121			6					
122			2					
123			4					
124			1					
125			2					
126			1					
127			1					
128			4					
129								
130								
131			1					
132			2					
133								
134			1					
135			1					
136								
137			1					
138			3					
139								
140			1					
141			1					
142			1					
143								
144								
145								
146								
147								
148								
149			3					
合 計	53	241	256	140	66	59	11	*
平均給料月額	201,287円	257,137円	355,315円	376,049円	412,256円	439,546円	471,818円	*
平均年齢	23.7歳	33.2歳	48.2歳	47.5歳	51.3歳	53.9歳	57.5歳	*

上下水道企業職給料表(2) (上下水道局企業職員のうち技能職員及び業務職員に適用) (単位:人)

給 号	級	1	2	3	4
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20		1			
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32			1		
33		1			
34					
35					
36		2	3		
37					
38					
39					
40		1	2		
41			2		
42					
43					
44			1		
45					
46			2		
47					
48			2		
49					
50					
51			1		
52			1	1	

級 号給	1	2	3	4
53				
54				
55				
56				
57				
58		1		
59				
60				
61				
62				
63				
64				
65				
66				1
67				
68				
69				
70				
71			1	
72				
73			2	
74			1	
75				1
76				
77			1	
78				
79				
80				
81				
82			1	
83				
84			2	1
85			1	
86			2	
87			2	
88			4	1
89				
90			2	
91			2	1
92			2	
93			2	
94				
95			4	2
96			3	1
97			4	
98			3	1
99			6	1
100			1	
101			3	1
102			2	1
103			5	2
104			1	

級 号給	1	2	3	4
105			2	
106			1	1
107			1	1
108			3	
109			1	1
110			2	
111				
112			3	1
113			2	
114			3	
115			2	
116			1	
117				
118			1	1
119			3	
120			2	
121			1	
122				
123			1	
124			1	
125				
126				
127			1	
128			1	1
129				
130				
131				
132				
133				
134				
135				
136				
137				
138				
139				
140				
141				
142				
143				
144				
145				
146				
147				
148				
149			1	
合 計	5	16	91	20
平均給料月額	194,880円	231,456円	346,878円	371,425円
平均年齢	28.0歳	37.4歳	51.8歳	54.4歳

交通企業職給料表(1) [交通局企業職員のうち他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用]

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28				1				
29	1	1						
30								
31	2							
32								
33								
34	1							
35	1	2						
36				1				
37								
38								
39		1						
40								
41								
42							1	
43						1		
44		2	1	1				
45								
46				1				
47		1						
48		1						
49						2	1	
50								
51		1						
52					1			

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
53					1			
54								
55								
56								
57			1			1		
58							1	
59						1		
60								
61		1						
62		1		2				
63		1				1		
64								
65		1				1		
66						1		
67					1			
68			1		1			
69					1			
70				1				
71		1						
72								
73			1					
74				1				
75								
76			1					
77								
78								
79				2				
80								
81								
82						1		
83								
84								
85						1		
86				1				
87								
88			1	1				
89								
90								
91			1					
92			1					
93			1					
94			1					
95			1					
96								
97								
98								
99			1					
100								
101								
102								
103								
104								

級 給 号	1	2	3	4	5	6	7	8
105								
106			1					
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
114								
115								
116								
117								
118								
119								
120								
121								
122								
123								
124			1					
125								
126								
127								
128								
129								
130								
131								
132								
133								
134								
135								
136								
137								
138								
139								
140								
141								
142								
143								
144								
145								
146								
147								
148								
149								
合 計	5	14	14	12	5	10	3	0
平均給料月額	202,500円	252,343円	356,107円	364,458円	409,640円	440,630円	471,267円	-
平均年齢	23.4歳	31.1歳	47.6歳	43.3歳	52.4歳	52.7歳	58.3歳	-

交通企業職給料表(2) (交通局企業職員のうち運輸事務職及び車両技術職に適用)

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30	1					
31						
32						
33						
34	1					
35	1					
36						
37	2	2				
38						
39		1	1			1
40						
41		1				1
42						
43			1			1
44						
45		1	1			
46						
47						
48						
49		1				
50		1				
51						
52						

級 号給	1	2	3	4	5	6
53						
54						
55						
56		1				
57						
58						
59						
60						
61						
62						
63						
64						
65				1		
66						
67						
68		2			1	
69		1				
70					1	
71			1			
72						
73						
74						
75						
76						
77						
78						
79						
80						
81						
82			1	1		
83			1	1		
84						
85				1		
86			1			
87						
88			2			
89				1		
90						
91			1	1		
92			1			
93						
94						
95						
96						
97			1			
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						

級 号給	1	2	3	4	5	6
105			1			
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117			1			
118						
119						
120						
121			2			
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
合 計	5	11	16	6	2	3
平均給料月額	207,080円	254,445円	353,750円	383,267円	414,000円	428,100円
平均年齢	25.0歳	37.6歳	53.2歳	55.0歳	54.5歳	58.0歳

交通企業職給料表(3)〔 交通局企業職員のうち自動車運転手、自動車修理員及び
誘導員に適用 〕

(単位:人)

号給 級	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20	1			
21				
22	1			
23				
24				
25				
26				
27				
28	1			
29				
30	1	1		
31	1			
32	2	3		
33				
34	3	1		
35	1			
36		1		
37		1		
38				
39		1		
40		1		
41		1		
42		2		
43		1		
44				
45		4		
46		3		
47				
48		4		
49		1		
50		2		
51		2		
52		5		

級 号給	1	2	3	4
53				
54		2		
55		4	1	
56		1		
57		2		
58		3		
59		4		
60		2		
61		6		
62		5		
63		5		
64				
65		3		1
66		3		
67		3	2	1
68			1	
69		1		
70		1		
71		3		1
72				
73		4		
74		3	1	
75		1	2	
76			2	
77		3	1	1
78		2	3	1
79			1	1
80		2	4	1
81		2	3	
82			3	
83			8	1
84			6	
85		2	3	
86		1	4	2
87			6	
88		2	2	3
89			8	
90		2	4	
91			6	
92			1	2
93		1	3	
94			5	1
95			4	
96			2	
97			2	
98			5	
99			2	1
100			3	1
101			5	1
102			1	
103			6	1
104			2	

級 号給	1	2	3	4
105			2	1
106			5	
107			1	2
108			2	1
109			1	
110			2	
111			1	
112			1	
113			2	
114			3	
115				
116				
117			1	
118			1	
119				
120				
121				
122				
123				1
124				
125				
126				
127				
128				
129				
130				
131				
132				
133				
134				
135				
136				
137				
138				
139				
140				
141				
142				
143				
144				
145				
146				
147				
148				
149				
合 計	11	107	134	25
平均給料月額	189,773円	256,888円	343,538円	367,776円
平均年齢	26.7歳	45.4歳	54.1歳	55.4歳

病院企業職給料表(1) (病院局企業職員のうち他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用) (単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27	1	1						
28		1						
29								
30		2						
31	2							
32		1						
33		1						
34								1
35	2							
36								
37		1		1				
38	1							
39				1				
40								
41		2	1				2	
42		1	1					
43			2			1		
44		1					1	
45						1		
46		1	1					
47								
48		1				1		
49					1		1	
50		1						
51		1	1					
52		1						

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
53								
54		1	1	1				
55		1			1			
56						1		
57			1	1	1	1		
58				1		1		
59			1					
60		1		1		1		
61					1			
62		1		1				
63				1				
64		2			1			
65		1		1				
66								
67		2		1				
68				1		1		
69					1			
70						1		
71		1					1	
72				2				
73			1			1		
74		1						
75			1	1	1			
76						1		
77								
78					1			
79		2		1				
80						1		
81								
82				1		1		
83		1						
84				1				
85					2			
86		1			1			
87								
88			1					
89								
90		1		1				
91								
92			1					
93			1	1				
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								

級 給 号	1	2	3	4	5	6	7	8
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112			1	1				
113								
114		1						
115								
116								
117								
118								
119								
120								
121								
122								
123								
124								
125								
126								
127								
128								
129								
130								
131								
132								
133								
134								
135								
136								
137								
138								
139								
140								
141								
142								
143								
144								
145								
146								
147								
148								
149								
合 計	6	33	15	20	11	13	5	*
平均給料月額	203,950円	262,373円	337,480円	372,850円	413,845円	441,192円	470,760円	*
平 均 年 齢	23.5歳	34.2歳	43.3歳	46.6歳	50.9歳	53.5歳	55.8歳	*

病院企業職給料表(2) (病院局企業職員のうち業務職員に適用)

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				

級 号給	1	2	3	4
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
98				
99				
100				
101				
102				
103				
104				

給 号	級	1	2	3	4
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
130					
131					
132					
133					
134					
135					
136					
137					
138					
139					
140					
141					
142					
143					
144					
145					
146					
147					
148					
149					
合 計		0	0	0	0
平均給料月額		-	-	-	-
平均年齢		-	-	-	-

病院企業職給料表(3) (病院局企業職員のうち医師及び歯科医師に適用)

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5
1					
2					
3					
4					
5		7			
6					
7					
8					
9		9			
10					
11					
12					
13		9	3		
14					
15					
16					
17		7	10		
18					
19					
20				1	
21		8	4		
22					
23					
24					
25		14	10	4	
26					
27					
28					
29			4	7	
30					
31				1	
32				2	
33			4	1	
34					
35					
36				4	1
37					
38					2
39					1
40				4	1
41			1	1	3
42				1	1
43					5
44				3	1
45				1	
46					5
47					4
48			1	2	2
49				2	
50					1
51					1
52				2	

級 号給	1	2	3	4	5
53				1	
54				1	
55					
56				3	1
57				1	
58				1	
59				1	1
60				3	1
61					
62					
63				1	
64					
65					2
66				1	
67					1
68				3	
69					
70					
71				1	
72				1	
73				3	
74					
75					
76				1	1
77				2	1
78					
79					
80					
81					
合 計	0	54	37	60	36
平均給料月額	-	376,661円	444,530円	526,965円	576,967円
平均年齢	-	34.1歳	39.8歳	50.7歳	58.3歳

病院企業職給料表(4) [病院局企業職員のうち薬剤師、栄養士、助産師、看護師、准看護師
その他の医療技術職員に適用]

(単位:人)

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19		2						
20								
21								
22								
23		3						
24								
25		2						
26								
27		4	8					
28								
29		39	1					
30		1						
31		4	10					
32		1	3					
33		75	42					
34		1	3					
35		12	2					
36			3		1			
37		79	35					
38			12		1			
39		1	7					
40		2	4	1				1
41		54	21	2				
42			10	2				
43		4	6					
44		4	7	2			2	
45		1	23	2	1			
46			11	2				
47			7	2			1	
48			4	4			2	1
49			6	1	1			
50		1	4	2			1	
51			11	5				
52			7	1	1			

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
53		11	4	1		3	
54		7	2	2	1	1	
55		11	6		2	1	
56		3	1				
57		14	4				1
58		6	4	1	1		
59		7	5	2	1		
60		4	6		1	1	
61		11	5		1		
62		6	3	2			
63		12	2			2	
64		4	3	1	1	1	
65		3	1				
66		3	3				
67		5	6	1		2	
68		2	3	1			
69		10	6	2		1	
70		6	5	1		1	
71		6	2		1		
72		4	2	2	2	1	
73		5	3				
74		4	1	1	2		
75		2	8	1			
76		4	5	2			
77		3	4		1		
78		3	4	1	1		
79		2	3	1	1		
80		4	4				
81		2	3				
82			3	1	1		
83		3	5	1			
84			2				
85		1	3			1	
86			4	1			
87		1	5	3			
88			3	1			
89			4	1			
90			2	1			
91		1	4	2			
92			1	2			
93			1	1			
94			1				
95			9	2			
96			5	2			
97			3	3			
98							
99				2			
100			4	2			
101			3				
102			1	3			
103			6	2			
104				1			

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
105			2				
106				1			
107			3	1			
108				1			
109			1	1			
110				2			
111		1	1	1			
112			3				
113			1				
114			3	3			
115			3				
116		1	1	1			
117		2	1				
118			2				
119			1				
120			2				
121			4				
122			1				
123			1	2			
124			1	2			
125			1				
126			1	1			
127							
128			2				
129							
130				2			
131							
132			2				
133							
134							
135							
136			1				
137				1			
138			2				
139			2				
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149			1				
合 計	290	421	246	77	17	21	3
平均給料月額	208,111円	253,654円	352,287円	384,335円	412,841円	438,871円	470,400円
平 均 年 齢	23.3歳	31.4歳	47.9歳	49.6歳	52.6歳	55.0歳	57.7歳

第7表 扶養手当の支給状況

その1 給料表別手当受給職員数及び平均扶養親族数

(単位:人)

区 分 給料表	手当受給職員数	手 当 受 給 率 (%)	全 職 員 平均扶養親族数	手当受給職員 平均扶養親族数
行政職給料表(1)	2,357	38.0	0.7	1.9
行政職給料表(2)	404	45.5	0.8	1.7
医療職給料表(1)	8	42.1	0.8	1.9
医療職給料表(2)	87	16.5	0.3	1.8
大学教育職給料表	12	33.3	0.6	1.9
高等学校教育職給料表	114	37.4	0.8	2.1
義務教育諸学校教育職給料表	1,577	29.7	0.6	2.0
消防職給料表	889	63.8	1.5	2.3
合 計	5,448	37.1	0.7	2.0

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	960	35.5	0.7	1.9
企業職を含めた総合計	6,408	36.9	0.7	2.0

その2 扶養親族数別手当受給職員数及び親族数

(単位:人)

区分 扶養親族数	手当受給職員		続柄別扶養親族数			
	職員数	構成比 (%)	子	配偶者	父母等 その他の 扶養親族	合 計
1人	1,878	34.5	1,279	515	84	1,878
2人	2,139	39.3	3,648	575	55	4,278
3人	1,118	20.5	2,624	716	14	3,354
4人	285	5.2	894	235	11	1,140
5人	25	0.5	102	21	2	125
6人	3	0.1	15	3	0	18
合 計	5,448	100.0	8,562	2,065	166	10,793

(注) 上下水道企業職給料表(1)・(2)、交通企業職給料表(1)～(3)及び病院企業職給料表(1)～(4)の適用職員を除いた数値である。

その3 職員1人当たり平均手当月額

(単位:円)

区分 項 目	企業職を除いた場合	企業職を含めた場合
手当受給職員平均額	20,676	20,471
全職員平均額	7,675	7,546

第8表 住居手当の支給状況

その1 給料表別手当支給状況

(単位:人)

区 分 給料表	手当受給 職員数 (借家・借間 居住者)				手当受給率 (%)	全職員平均額 (円)
		30歳以下	31歳以上～ 40歳以下	41歳以上		
行政職給料表(1)	1,512	569	501	442	24.4	4,355
行政職給料表(2)	104	14	21	69	11.7	1,566
医療職給料表(1)	2	0	0	2	10.5	1,053
医療職給料表(2)	109	52	28	29	20.7	3,921
大学教育職給料表	12	0	3	9	33.3	3,875
高等学校教育職給料表	91	41	29	21	29.8	5,645
義務教育諸学校教育職給料表	1,528	810	454	264	28.8	5,757
消防職給料表	311	141	126	44	22.3	4,356
合 計	3,669	1,627	1,162	880	25.0	4,699

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	657	264	191	202	24.3	4,366
企業職を含めた総合計	4,326	1,891	1,353	1,082	24.9	4,648

その2 職員1人当たり平均手当月額

(単位:円)

区 分 項 目	企業職を除いた場合	企業職を含めた場合
手当受給職員平均額	18,799	18,677
全職員平均額	4,699	4,648

第9表 管理職手当の支給状況

区分 給料表	手当受給職員数 (人)	手当受給率 (%)	手当受給職員平均額 (円)	全職員平均額 (円)
行政職給料表(1)	762	12.3	82,730	10,160
行政職給料表(2)	-	-	-	-
医療職給料表(1)	18	94.7	89,822	85,095
医療職給料表(2)	42	8.0	78,100	6,236
大学教育職給料表	2	5.6	86,100	4,783
高等学校教育職給料表	13	4.3	70,762	3,016
義務教育諸学校教育職給料表	293	5.5	69,360	3,831
消防職給料表	70	5.0	79,664	4,000
合 計	1,200	8.2	79,107	6,468

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	226	8.3	89,384	7,460
企業職を含めた総合計	1,426	8.2	80,735	6,622

第2部 民間給与等の実態

令和6年職種別民間給与実態調査の概要

この報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与等を検討するため、令和6年4月現在における民間給与等の実態を調査したものである。

2 調査機関

本委員会、人事院、神奈川県人事委員会等

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所

企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の本市内の民間事業所のうち、次の日本標準産業分類の大分類(ア～ツ)に分類された 519 事業所

ア 農業、林業	サ 不動産業、物品賃貸業
イ 漁業	シ 学術研究、専門・技術サービス業
ウ 鉱業、採石業、砂利採取業	ス 宿泊業、飲食サービス業
エ 建設業	セ 生活関連サービス業、娯楽業
オ 製造業	ソ 教育、学習支援業
カ 電気・ガス・熱供給・水道業	タ 医療、福祉
キ 情報通信業	チ 複合サービス事業
ク 運輸業、郵便業	ツ サービス業（他に分類されないもの）（中分類の宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）
ケ 卸売業、小売業	
コ 金融業、保険業	

(2) 調査対象職種

76 職種（うち初任給関係職種 18 職種）

4 調査対象の抽出

(1) 標本事業所の抽出

3 の(1)に記載した事業所を組織、規模、産業により 11 層に層化し、これらの層から 104 事業所を無作為に抽出し調査を行った。

調査の完結した事業所は、第 10 表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(3) 調査実人員

初任給関係 326 人（事務・技術関係職種 295 人）、初任給関係以外の調査職種 6,631 人（事務・技術関係職種の調査実人員 5,835 人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、103,476 人であり、事務・技術関係職種は 70,036 人である。）

5 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第10表 産業別、企業規模別調査事業所数

(単位:事業所)

企業規模 産業	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
建 設 業	4	2	1	1
製 造 業	29	18	11	0
電気・ガス・ 熱供給・水道業	1	1	0	0
情報通信業	8	7	0	1
運輸業、郵便業	10	3	5	2
卸売業、小売業	5	1	2	2
金融業、保険業	4	3	1	0
不動産業、 物品賃貸業	1	1	0	0
学術研究、専門・ 技術サービス業	5	1	4	0
宿泊業、飲食 サービス業	0	0	0	0
生活関連サービス 業、娯楽業	0	0	0	0
教育、 学習支援業	3	1	2	0
医療、福祉	5	3	2	0
複合サービス事業	3	3	0	0
サービス業(他に 分類されないもの)	5	3	1	1
合 計	83	47	29	7

- (注) 1 上記のほか、調査不能の事業所が21事業所あった(規模不適4事業所を含む。)
 2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう(第11表及び第12表についても同じ。)

第11表 職種別、学歴別及び企業規模別初任給

(単位:円)

項 目 職 種		学 歴	規 模 計	企業規模		
				500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
事 務 ・ 技 術 関 係	新卒事務員	大学卒	231,814	234,903	227,454	226,000
		短大卒	204,838	206,240	202,643	202,750
		高校卒	194,079	193,807	195,227	185,500
	新卒技術者	大学卒	235,848	240,184	227,889	255,000
		短大卒	209,305	211,605	207,372	201,500
		高校卒	197,267	194,677	202,025	185,500
	新卒事務員 ・技術者 計	大学卒	233,562	237,113	227,667	233,250
		短大卒	206,728	208,341	204,972	202,333
		高校卒	195,366	194,140	198,111	185,500

(注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除き、公務員の地域手当のように当該事業所に一律に支給される給与を含むものである。

(参 考)

(単位:円)

市職員の初任給	大学卒	224,924
	短大卒	200,100
	高校卒	188,268

(注) 市職員の初任給は、給料と地域手当の合計額である。

第12表 職種別、企業規模別及び学歴別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 規模計

項 目 職 種		調 査 実人員	平均 年齢	令和6年4月分平均支給額			備 考	対応級
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)-(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の 支店(社)の長(取締役 兼任者を除く。)	本表2規模500 人以上、本表3 規模100人以上 500人未満及び 本表4規模100 人未満の対応 級欄参照
	大 学 卒	8	52.9	776,856	416	776,439		
	短 大 卒	5	48.6	829,556	0	829,556		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	3	56.5	732,241	769	731,473		
	工 場 長	3	57.3	889,334	0	889,334	構成員50人以上の 工場の長(取締役兼 任者を除く。)	同上
	大 学 卒	3	57.3	889,334	0	889,334		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事 務 部 長	268	53.1	694,575	1,461	693,114	2課以上又は構成員 20人以上の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び部 長級専門職(取締役 兼任者を除く。)	同上
	大 学 卒	211	53.0	701,193	1,748	699,445		
	短 大 卒	17	52.8	687,555	0	687,555		
	高 校 卒	39	54.0	665,394	590	664,804		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	技 術 部 長	224	53.2	721,279	2,590	718,689	2課以上又は構成員 20人以上の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び部 長級専門職(取締役 兼任者を除く。)	同上
	大 学 卒	189	52.9	727,355	2,726	724,629		
	短 大 卒	16	54.2	674,922	2,533	672,389		
	高 校 卒	19	54.4	713,316	1,588	711,728		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事 務 部 次 長	51	52.8	563,540	1,890	561,650	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と認 められる部の次長及 び部次長級専門職 中間職(部長一課長 間)	同上
	大 学 卒	35	52.3	583,054	2,059	580,994		
	短 大 卒	2	54.9	565,384	322	565,062		
	高 校 卒	14	53.7	511,882	1,703	510,179		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 部 次 長	26	52.3	568,060	4,874	563,185	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と認 められる部の次長及 び部次長級専門職 中間職(部長一課長 間)	同上
	大 学 卒	18	52.3	589,474	7,852	581,622		
	短 大 卒	2	50.0	526,325	0	526,325		
	高 校 卒	6	53.2	535,227	0	535,227		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事 務 課 長	509	50.1	610,750	8,871	601,879	2係以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	同上
	大 学 卒	355	49.5	614,671	8,301	606,370		
	短 大 卒	33	49.8	582,620	14,413	568,207		
	高 校 卒	120	51.6	607,812	9,198	598,614		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	技 術 課 長	517	49.3	621,048	10,906	610,142	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	同上
	大 学 卒	382	48.6	623,127	7,156	615,971		
	短 大 卒	49	52.0	577,347	8,335	569,012		
	高 校 卒	85	51.1	640,606	30,432	610,174		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		

(注) 1 (A)-(B)の計算結果が一致しないものは、小数点以下第1位を四捨五入して端数処理をしているためである(以下、本表において同じ。)

2 「*」は、調査実人員が1人の場合である(以下、本表において同じ。)

3 「中間職(部長一課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう(以下、本表において同じ。)

項 目 職 種		調 査 実人員	平均 年齢	令和6年4月分平均支給額			備 考	対応級
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)-(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人 149	歳 47.1	円 552,081	円 54,391	円 497,690	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)	本表2規模500人以上、本表3規模100人以上500人未満及び本表4規模100人未満の対応級欄参照
	大 学 卒	90	45.3	543,977	57,862	486,115		
	短 大 卒	12	48.0	520,695	23,188	497,507		
	高 校 卒	45	49.6	564,238	49,586	514,652		
	中 学 卒	2	46.4	607,185	109,403	497,781		
	技術課長代理	152	46.5	599,875	41,356	558,518	同上	同上
	大 学 卒	118	45.1	602,586	40,949	561,637		
	短 大 卒	16	52.4	588,550	37,825	550,725		
	高 校 卒	18	50.5	592,949	46,436	546,513		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事務係長	338	45.3	472,668	51,100	421,568	係の長及び係長級専門職	同上
	大 学 卒	198	43.5	469,594	59,846	409,748		
	短 大 卒	29	47.4	456,760	40,920	415,840		
	高 校 卒	111	47.7	481,328	39,930	441,397		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技術係長	421	44.7	571,511	98,759	472,752	同上	同上
	大 学 卒	275	41.6	551,835	89,925	461,909		
	短 大 卒	34	50.1	514,392	87,896	426,495		
	高 校 卒	112	49.2	628,579	119,927	508,652		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事務主任	168	41.3	373,672	38,815	334,857	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	同上
	大 学 卒	111	38.7	372,367	39,820	332,547		
	短 大 卒	19	45.8	388,379	29,895	358,484		
	高 校 卒	38	47.4	372,085	39,129	332,956		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技術主任	348	42.0	482,469	86,507	395,963	同上	同上
	大 学 卒	181	38.6	453,098	78,756	374,341		
	短 大 卒	75	43.3	494,293	97,548	396,745		
	高 校 卒	92	47.0	525,914	91,422	434,492		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事務係員	1,262	39.6	371,769	48,633	323,136	同上	同上
	大 学 卒	826	36.7	369,498	49,506	319,992		
	短 大 卒	163	45.1	365,151	44,977	320,174		
	高 校 卒	269	46.8	383,486	47,838	335,648		
	中 学 卒	4	50.2	385,111	39,335	345,776		
	技術係員	1,391	36.3	377,597	52,042	325,555	同上	同上
	大 学 卒	852	36.1	382,508	51,486	331,022		
	短 大 卒	247	32.0	357,749	57,847	299,903		
	高 校 卒	289	41.0	384,591	47,795	336,796		
	中 学 卒	3	55.1	443,279	36,264	407,015		

(注) 4 「中間職(課長一係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう(以下、本表において同じ。)

5 「中間職(係長一係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう(以下、本表において同じ。)

2 規模500人以上

項 目 職 種		調 査 実人員	平均 年齢	令和6年4月分平均支給額			備 考	対応級
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)-(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人 7	歳 52.8	円 803,618	円 250	円 803,368	構成員50人以上の 支店(社)の長(取締役 兼任者を除く。)	行政職(1) 8級
	大 学 卒	5	48.6	829,556	0	829,556		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	2	57.0	777,670	500	777,170		
	中 学 卒	-	-	-	-	-	構成員50人以上の 工場の長(取締役兼 任者を除く。)	同上
	工 場 長	3	57.3	889,334	0	889,334		
	大 学 卒	3	57.3	889,334	0	889,334		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-	-	2課以上又は構成員 20人以上の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び部 長級専門職(取締役 兼任者を除く。)	行政職(1) 7級
	事 務 部 長	199	52.9	702,380	1,840	700,540		
	大 学 卒	161	52.8	704,131	2,206	701,925		
	短 大 卒	10	53.8	707,975	0	707,975		
	高 校 卒	27	53.5	695,713	384	695,329	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と認 められる部の次長及 び部次長級専門職 中間職(部長一課長 間)	同上
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	技 術 部 長	171	53.1	733,865	2,022	731,843		
	大 学 卒	148	52.8	736,237	1,922	734,314		
	短 大 卒	11	53.8	704,309	3,452	700,857	2係以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	同上
	高 校 卒	12	55.4	740,382	1,578	738,804		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事 務 部 次 長	21	53.3	622,646	2,129	620,518		
	大 学 卒	16	53.3	646,893	2,656	644,236	2係以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	同上
	短 大 卒	*	*	*	*	*		
	高 校 卒	4	51.0	480,661	411	480,250		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 部 次 長	10	51.2	616,520	18,312	598,208	2係以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	同上
	大 学 卒	10	51.2	616,520	18,312	598,208		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-	-	2係以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	同上
	事 務 課 長	375	50.2	632,955	8,731	624,224		
	大 学 卒	279	49.6	631,703	8,375	623,328		
	短 大 卒	20	50.2	594,416	16,870	577,547		
	高 校 卒	75	51.7	645,192	8,304	636,888		
	中 学 卒	*	*	*	*	*	2係以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	同上
	技 術 課 長	404	49.0	639,313	13,604	625,709		
	大 学 卒	305	48.3	632,922	8,924	623,998		
	短 大 卒	38	52.2	610,362	9,215	601,147		
	高 校 卒	61	50.8	692,429	40,820	651,609		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		

項 目 職 種		調 査 実人員	平均 年齢	令和6年4月分平均支給額			備 考	対応級
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人 111	歳 47.2	円 572,455	円 60,261	円 512,194	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)	行政職(1) 4級、5級
	大 学 卒	68	45.6	563,600	64,840	498,760		
	短 大 卒	10	47.7	551,174	24,592	526,582		
	高 校 卒	31	49.4	585,248	54,382	530,866		
	中 学 卒	2	46.4	607,185	109,403	497,781		
	技術課長代理	142	46.6	607,422	43,097	564,325	同上	同上
	大 学 卒	113	45.1	607,689	41,954	565,734		
	短 大 卒	15	52.8	594,594	39,488	555,105		
	高 校 卒	14	51.2	616,634	53,577	563,057		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事務係長	225	45.7	488,064	53,449	434,615	係の長及び係長級専門職	同上
	大 学 卒	133	44.5	488,365	67,911	420,454		
	短 大 卒	17	46.5	472,612	41,017	431,595		
	高 校 卒	75	47.3	491,213	35,644	455,569		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技術係長	344	44.5	592,449	107,178	485,270	同上	同上
	大 学 卒	235	41.4	567,835	96,074	471,760		
	短 大 卒	24	50.5	539,345	98,591	440,755		
	高 校 卒	85	49.4	660,372	133,353	527,020		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事務主任	98	40.6	386,494	40,862	345,632	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	行政職(1) 3級
	大 学 卒	64	38.1	385,110	41,713	343,396		
	短 大 卒	11	43.7	402,609	30,626	371,982		
	高 校 卒	23	46.8	385,128	41,815	343,313		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技術主任	236	40.8	504,191	92,149	412,042	同上	同上
	大 学 卒	112	36.3	465,805	81,508	384,297		
	短 大 卒	57	42.3	518,014	105,377	412,637		
	高 校 卒	67	46.2	549,729	96,516	453,213		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事務係員	931	38.3	370,559	48,627	321,932	行政職(1) 1級、2級	同上
	大 学 卒	661	35.8	366,531	48,844	317,688		
	短 大 卒	100	42.9	370,501	45,625	324,877		
	高 校 卒	167	46.1	387,710	49,615	338,095		
	中 学 卒	3	52.1	401,658	34,394	367,265		
	技術係員	1,074	36.0	379,409	52,996	326,413	同上	同上
	大 学 卒	653	36.2	383,783	50,833	332,950		
	短 大 卒	202	31.5	361,053	60,614	300,439		
	高 校 卒	216	40.2	387,511	50,386	337,125		
	中 学 卒	3	55.1	443,279	36,264	407,015		

3 規模100人以上500人未満

項 目 職 種		調 査 実人員	平均 年齢	令和6年4月分平均支給額			備 考	対応級
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)-(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人 *	歳 *	円 *	円 *	円 *	構成員50人以上の 支店(社)の長(取締役 兼任者を除く。)	行政職(1) 7級
	大 学 卒	-	-	-	-	-		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	*	*	*	*	*		
	中 学 卒	-	-	-	-	-	構成員50人以上の 工場の長(取締役兼 任者を除く。)	同上
	工 場 長	-	-	-	-	-		
	大 学 卒	-	-	-	-	-		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-	-	2課以上又は構成員 20人以上の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び部 長級専門職(取締役 兼任者を除く。)	同上
	事 務 部 長	67	53.6	679,621	436	679,184		
	大 学 卒	50	53.6	693,725	584	693,141		
	短 大 卒	7	51.7	667,146	0	667,146		
	高 校 卒	10	54.9	617,154	0	617,154	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と認 められる部の次長及 び部次長級専門職 中間職(部長一課長 間)	同上
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 部 長	53	53.5	684,780	4,236	680,544		
	大 学 卒	41	53.4	700,353	5,168	695,185		
	短 大 卒	5	55.3	593,951	0	593,951	2係以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	行政職(1) 4級、5級
	高 校 卒	7	52.4	654,991	1,609	653,381		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事 務 部 次 長	29	52.6	533,198	1,121	532,077		
	大 学 卒	19	51.6	540,184	1,658	538,526	同上	同上
	短 大 卒	*	*	*	*	*		
	高 校 卒	9	55.1	529,274	0	529,274		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 部 次 長	16	52.7	551,870	385	551,485	同上	同上
	大 学 卒	8	53.1	571,188	780	570,408		
	短 大 卒	2	50.0	526,325	0	526,325		
	高 校 卒	6	53.2	535,227	0	535,227		
	中 学 卒	-	-	-	-	-	同上	同上
	事 務 課 長	111	49.9	536,578	6,610	529,968		
	大 学 卒	69	49.1	545,422	7,789	537,633		
	短 大 卒	11	49.6	553,341	0	553,341		
	高 校 卒	31	51.7	511,987	6,179	505,808		
	中 学 卒	-	-	-	-	-	同上	同上
	技 術 課 長	106	50.1	550,973	1,295	549,678		
	大 学 卒	72	49.7	584,082	726	583,355		
	短 大 卒	10	51.4	398,433	4,394	394,039		
	高 校 卒	23	52.0	483,773	181	483,592		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		

項 目 職 種		調 査 実人員	平均 年齢	令和6年4月分平均支給額			備 考	対応級
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人 32	歳 45.9	円 421,153	円 15,638	円 405,515	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者	行政職(1) 3級
	大 学 卒	19	42.7	427,822	15,361	412,461		
	短 大 卒	*	*	*	*	*		
	高 校 卒	12	51.1	423,662	17,031	406,631		
	中 学 卒	-	-	-	-	-	課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)	同上
	技術課長代理	10	44.4	433,837	3,061	430,776		
	大 学 卒	5	43.6	426,201	6,185	420,016		
	短 大 卒	*	*	*	*	*		
	高 校 卒	4	45.7	438,936	0	438,936		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事務係長	84	43.3	421,003	30,625	390,379	係の長及び係長級専門職	同上
	大 学 卒	52	39.9	415,416	28,602	386,814		
	短 大 卒	7	51.7	400,026	9,672	390,354		
	高 校 卒	25	49.2	439,187	40,455	398,733		
	中 学 卒	-	-	-	-	-	係の長及び係長級専門職	同上
	技術係長	69	45.6	440,902	43,774	397,128		
	大 学 卒	35	42.8	434,846	40,877	393,969		
	短 大 卒	9	48.4	410,622	45,450	365,172		
	高 校 卒	25	48.5	459,992	47,282	412,710		
	中 学 卒	-	-	-	-	-	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	行政職(1) 1級、2級
	事務主任	59	44.4	334,838	26,960	307,878		
	大 学 卒	43	41.8	330,441	29,468	300,973		
	短 大 卒	5	49.4	374,038	6,510	367,528		
	高 校 卒	11	52.3	334,037	26,523	307,514	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	同上
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技術主任	112	44.9	429,138	72,654	356,484		
	大 学 卒	69	42.5	431,070	73,987	357,083		
	短 大 卒	18	47.8	391,372	63,577	327,795	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	同上
	高 校 卒	25	49.9	448,543	74,873	373,670		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事務係員	272	44.9	383,703	49,425	334,278		
	大 学 卒	145	41.8	390,746	52,057	338,689	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	同上
	短 大 卒	51	48.6	359,095	45,496	313,599		
	高 校 卒	75	48.6	387,219	46,744	340,475		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	技術係員	281	36.5	356,092	42,104	313,988	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	同上
	大 学 卒	178	33.8	365,292	50,612	314,680		
	短 大 卒	37	34.7	302,211	21,966	280,246		
	高 校 卒	66	44.8	362,802	30,855	331,947		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		

4 規模100人未満

項 目 職 種		調 査 実人員	平均 年齢	令和6年4月分平均支給額			備 考	対応級
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)-(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の 支店(社)の長(取締役 兼任者を除く。)	行政職(1) 6級
	大 学 卒	-	-	-	-	-		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-	-	構成員50人以上の 工場の長(取締役兼 任者を除く。)	同上
	工 場 長	-	-	-	-	-		
	大 学 卒	-	-	-	-	-		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-	-	2課以上又は構成員 20人以上の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び部 長級専門職(取締役 兼任者を除く。)	同上
	事 務 部 長	2	55.0	533,400	8,000	525,400		
	大 学 卒	-	-	-	-	-		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	2	55.0	533,400	8,000	525,400	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と認 められる部の次長及 び部次長級専門職 中間職(部長一課長 間)	同上
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 部 長	-	-	-	-	-		
	大 学 卒	-	-	-	-	-		
	短 大 卒	-	-	-	-	-	2係以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	同上
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事 務 部 次 長	*	*	*	*	*		
	大 学 卒	-	-	-	-	-	2係以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	同上
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	*	*	*	*	*		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 部 次 長	-	-	-	-	-	2係以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	同上
	大 学 卒	-	-	-	-	-		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-	-	2係以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	同上
	事 務 課 長	23	48.8	516,972	29,633	487,339		
	大 学 卒	7	47.4	525,364	11,136	514,229		
	短 大 卒	2	44.5	630,555	89,555	541,000		
	高 校 卒	14	50.1	496,550	30,321	466,229	2係以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	同上
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 課 長	7	53.6	681,714	0	681,714		
	大 学 卒	5	55.2	678,370	0	678,370		
	短 大 卒	*	*	*	*	*	2係以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	同上
	高 校 卒	*	*	*	*	*		
	中 学 卒	-	-	-	-	-	2係以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	同上
	技 術 課 長	-	-	-	-	-		

項 目 職 種		調 査 実人員	平均 年齢	令和6年4月分平均支給額			備 考	対応級
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)-(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人 6	歳 50.0	円 380,700	円 12,500	円 368,200	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者	行政職(1) 3級
	大 学 卒	3	47.0	374,700	8,000	366,700		
	短 大 卒	*	*	*	*	*		
	高 校 卒	2	50.5	383,200	12,000	371,200		
	中 学 卒	-	-	-	-	-	職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)	同上
	技術課長代理	-	-	-	-	-		
	大 学 卒	-	-	-	-	-		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事務係長	29	46.9	432,901	107,113	325,788	係の長及び係長級専門職	同上
	大 学 卒	13	44.8	428,500	99,404	329,096		
	短 大 卒	5	48.6	413,670	100,550	313,120		
	高 校 卒	11	48.5	446,843	119,207	327,636		
	中 学 卒	-	-	-	-	-	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	行政職(1) 1級、2級
	技術係長	8	46.9	418,519	67,410	351,109		
	大 学 卒	5	45.4	389,958	68,664	321,294		
	短 大 卒	*	*	*	*	*		
	高 校 卒	2	49.0	510,661	95,961	414,700	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	同上
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事務主任	11	38.5	308,266	72,203	236,064		
	大 学 卒	4	27.3	337,324	98,824	238,500		
	短 大 卒	3	53.7	305,667	80,834	224,833	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	同上
	高 校 卒	4	38.5	281,158	39,108	242,050		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技術主任	-	-	-	-	-		
	大 学 卒	-	-	-	-	-	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	同上
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事務係員	59	43.4	327,942	43,710	284,231	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	同上
	大 学 卒	20	33.5	327,316	62,452	264,864		
	短 大 卒	12	52.6	335,717	34,650	301,067		
	高 校 卒	27	46.5	324,512	33,673	290,840		
	中 学 卒	-	-	-	-	-	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	同上
	技術係員	36	53.5	468,293	86,829	381,464		
	大 学 卒	21	54.4	482,769	96,403	386,366		
	短 大 卒	8	50.9	462,571	85,558	377,013		
	高 校 卒	7	53.8	427,355	56,565	370,790		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		

その2 給与比較の対象外職種
規模計

項 目 職 種		調 査 実人員	平均 年齢	令和6年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)-(B)	
技能・ 労務 関係 職種	電話交換手	人	歳	円	円	円	業務委託契約等に基づき、 他の事業所において業務に 従事している者を除く。 電話交換手については、見 習、外国語の電話交換手を 除く。
	自家用乗用自 動車運転手	-	-	-	-	-	
	守衛	-	-	-	-	-	
	用務員	-	-	-	-	-	
教 育 関 係 職 種	大学学長	-	-	-	-	-	
	大学副学長	-	-	-	-	-	
	大学学部長	-	-	-	-	-	
	大学教授	-	-	-	-	-	
	大学准教授	-	-	-	-	-	
	大学講師	-	-	-	-	-	
	大学助教	-	-	-	-	-	
	高等学校校長	2	61.0	753,100	0	753,100	
	高等学校教頭	3	59.3	716,823	47,990	668,833	
	高等学校主幹 教諭	-	-	-	-	-	
	高等学校指導 教諭	-	-	-	-	-	
	高等学校教諭	73	46.0	547,052	55,598	491,454	
研 究 関 係 職 種	研究所長	*	*	*	*	*	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。)
	研究部(課)長	49	53.6	702,136	0	702,136	2室(係)以上又は構成員7人 以上の部(課)の長
	研究室(係)長	50	50.2	609,254	546	608,708	構成員3人以上の室(係)の 長
	主任研究員	90	50.1	585,741	61,616	524,125	下記研究員より上位の者
	研究員	139	45.5	503,100	80,589	422,511	
	研究補助員	28	34.6	318,802	43,779	275,023	

項 目 職 種		調 査 実人員	平均 年齢	令和6年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
医療 関係 職種	病院長	人 -	歳 -	円 -	円 -	円 -	部下に医師又は歯科医師5人以上
	副院長	2	54.5	2,401,700	0	2,401,700	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
	医科長	22	51.3	1,655,358	191,223	1,464,135	部下に医師又は歯科医師1人以上
	医師	43	42.5	1,154,893	95,812	1,059,081	
	歯科医師	-	-	-	-	-	
	薬局長	2	46.5	430,563	1,803	428,760	部下に薬剤師2人以上
	薬剤師	31	35.5	356,650	36,289	320,361	
	診療放射線技師	37	37.3	375,434	32,118	343,317	
	臨床検査技師	38	33.7	327,393	24,362	303,031	
	栄養士	13	38.0	289,842	9,854	279,988	
	理学療法士	36	32.4	307,787	11,628	296,159	
	作業療法士	12	30.2	281,235	11,318	269,917	
	総看護師長	*	*	*	*	*	部下に看護師長5人以上
	看護師長	27	46.7	514,094	18,411	495,683	部下に看護師又は准看護師5人以上
	看護師	84	36.5	395,937	56,584	339,354	
	准看護師	13	52.8	401,770	73,700	328,070	

第13表 民間における初任給の改定状況

(単位:%)

学 歴	項 目				採用なし	
		採用あり	初任給の改定状況			
			増額	据置き		減額
大学卒		41.0	(76.5)	(23.5)	－	59.0
高校卒		16.7	(60.2)	(39.8)	－	83.3

(注)1 新規学卒者の事務員と技術者のみを対象としたものである。

2 ()内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第14表 民間における家族手当の支給状況

(単位:%)

制度の有無	事業所割合
制 度 あ り	78.6
制 度 な し	21.4

(単位:円)

扶養家族の構成	平均支給月額
配 偶 者	9,796
配偶者と子1人	17,878 (8,082)
配偶者と子2人	25,449 (7,571)

(注)1 支給月額は、扶養家族の構成に応じて支給される手当額の平均である。

2 ()内の金額は、子が1人増えることにより増加する額である。

(参 考)

(単位:円)

市職員の現行 扶養手当月額	子	10,000
	配 偶 者	7,000
	父母等その他の扶養親族	7,000
	満16歳の年度初めから満22歳の年度末 までの子1人につき加算する額	5,000

第15表 民間における特別給の支給状況

区 分 項 目		事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
平均所定内給与月額 (単位:円)	下半期(A1)	421,978	340,178
	上半期(A2)	426,221	353,233
特別給の支給額 (単位:円)	下半期(B1)	965,024	618,486
	上半期(B2)	1,015,899	629,989
特別給の支給割合	下半期(B1/A1)	2.29 月分	1.82 月分
	上半期(B2/A2)	2.38 月分	1.78 月分
年 間 の 平 均		4.61 月分	

(注) 1 下半期とは令和5年8月から令和6年1月まで、上半期とは令和6年2月から7月までの期間をいう。

2 年間の平均は、特別給の支給割合を市職員の人員構成に合わせて求めたものである。

備 考 市職員の場合、現行の年間支給月数は、4.50月分である。

第16表 民間における給与改定の状況

(単位:%)

項 目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップ慣行なし
役職段階				
係 員	80.5	1.3	-	18.2
課 長 級	60.1	2.5	-	37.4

第17表 民間における定期昇給の実施状況

(単位:%)

（単位：％）

項 目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施				定期昇給 停 止	定期昇給 制度なし
			増 額	減 額	変 化 な し		
係 員	92.6	92.6	31.2	-	61.4	-	7.4
課 長 級	72.8	72.8	21.0	-	51.8	-	27.2

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第18表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位:%)

役職段階 \ 項 目	一定率(額)分	考課査定分
係 員	55.0	45.0
課 長 級	42.6	57.4
部 長 級	41.4	58.6

第3部 労働経済指標

第19表 費目別、世帯人員別標準生計費

(令和6年4月)

世帯人員 費 目	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食 料 費	36,510	46,420	60,320	74,230	88,140
住 居 関 係 費	55,320	61,990	57,150	52,300	47,460
被 服 ・ 履 物 費	9,490	8,870	13,530	18,200	22,870
雑 費 I	25,240	34,610	53,030	71,470	89,910
雑 費 II	9,790	17,650	22,180	26,720	31,250
計	136,350	169,540	206,210	242,920	279,630

(注) 1 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2～5人世帯については、「家計調査」(総務省)における令和6年4月の費目別平均支出金額(日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの)に、「費目別、世帯人員別生計費換算乗数」を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、「全国消費実態調査」(総務省)を基に算定された全国の標準生計費に、全国の費目別平均支出金額に対する本市における費目別平均支出金額の比率を乗じて算定した。

2 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食 料 費 食料
 住居関係費 住居、光熱・水道、家具・家事用品
 被服・履物費 被服及び履物
 雑 費 I 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
 雑 費 II その他の消費支出(諸雑費、こづかい(使途不明)、交際費、仕送り金)

第20表 労働経済指標

年 月					単位	令和5年 4月	5月	6月	7月	
項 目										
賃金・労働時間 (厚生労働省毎月勤労統計調査)	全国 (規模30人以上)	きまって支給する 給 与	調 査 産 業 計	金 額	千円	310.9	307.7	309.5	309.8	
				前年同月比	%	1.0	2.1	1.8	2.0	
			うち所定内給与	金 額	千円	285.1	283.5	285.2	285.0	
				前年同月比	%	1.2	2.2	1.8	2.1	
		総実労働時間数(調査産業計)			時間数	時間	148.3	140.9	149.7	146.3
		うち所定外労働時間数			時間数	時間	12.6	11.7	11.9	12.0
	神奈川県 (規模30人以上)	きまって支給する 給 与	調 査 産 業 計	金 額	千円	312.9	307.0	310.8	308.7	
				前年同月比	%	3.8	5.4	5.1	5.3	
			うち所定内給与	金 額	千円	286.8	284.0	286.7	284.1	
				前年同月比	%	3.5	4.7	4.7	5.3	
		総実労働時間数(調査産業計)			時間数	時間	142.6	135.9	143.3	139.4
		うち所定外労働時間数			時間数	時間	12.9	12.0	12.3	12.1
生 計 費	家計調査(総務省)	(二人以上の世帯) 消費費支出	全 国	金 額	千円	303.1	286.4	275.5	281.7	
				前年同月比	%	△ 0.5	△ 0.4	△ 0.5	△ 1.3	
			川 崎 市	金 額	千円	323.5	293.9	352.8	312.0	
				前年同月比	%	19.0	△ 13.7	29.4	△ 1.9	
物 価	消費者物価指数 (総合指数、総務省)	全 国	前年同月比	%	3.5	3.2	3.3	3.3		
		川 崎 市	前年同月比	%	3.3	2.9	3.2	3.0		
	国内企業物価指数(日本銀行)			前年同月比	%	6.1	5.4	4.5	3.7	
雇用・生産	常用雇用指数(調査産業計、厚生労働省)			前年同月比	%	0.7	0.8	0.6	0.7	
	有効求人倍率 (厚生労働省)	全 国		倍	1.32	1.32	1.31	1.30		
		川 崎 市		倍	0.82	0.81	0.80	0.85		
	鉱工業生産指数(経済産業省)			前年同月比	%	△ 0.8	4.1	△ 0.1	△ 2.6	
	製造工業労働生産性指数 (日本生産性本部)			前年同月比	%	0.0	0.8	△ 0.8	△ 1.8	

8月	9月	10月	11月	12月	令和6年 1月	2月	3月	4月
307.3	308.6	311.0	310.9	311.2	306.3	308.1	312.1	316.5
1.8	1.5	1.8	1.7	1.7	1.2	1.9	2.1	2.3
283.2	284.2	285.6	285.2	285.8	282.7	284.2	287.2	291.3
2.0	1.6	2.0	1.9	2.1	1.5	2.2	2.3	2.5
139.3	143.4	146.4	146.3	143.3	134.9	139.7	141.9	147.5
11.2	12.0	12.5	12.3	12.1	11.2	11.7	12.2	12.2
308.6	305.8	310.2	306.4	311.7	315.2	316.1	319.4	327.6
4.7	3.3	5.1	3.5	4.4	2.1	2.4	2.9	3.1
284.4	282.3	285.2	281.4	286.3	290.6	291.0	293.6	301.9
4.3	3.1	5.1	3.4	4.5	2.3	2.5	3.0	3.6
132.6	136.4	139.7	139.4	137.2	131.5	135.6	137.5	142.7
11.4	12.0	12.4	12.7	12.4	12.5	12.9	13.1	12.5
293.2	283.0	302.0	286.9	329.5	289.5	279.9	318.7	313.3
1.1	0.7	1.3	0.3	0.4	△ 4.0	2.8	1.9	3.4
365.8	352.5	328.3	315.7	379.0	376.9	298.3	359.7	334.3
31.2	22.5	2.7	△ 4.3	10.0	30.5	18.3	23.8	3.3
3.2	3.0	3.3	2.8	2.6	2.2	2.8	2.7	2.5
2.6	2.7	3.2	2.7	2.4	2.1	2.7	2.7	2.3
3.5	2.4	1.2	0.6	0.3	0.3	0.7	0.9	0.9
0.7	0.8	0.8	1.0	1.1	0.9	1.0	1.2	1.1
1.30	1.29	1.29	1.27	1.27	1.27	1.26	1.28	1.26
0.86	0.86	0.86	0.87	0.85	0.87	0.87	0.87	0.76
△ 4.7	△ 4.5	0.9	△ 1.6	△ 1.1	△ 1.5	△ 3.9	△ 6.2	△ 1.8
△ 4.7	△ 4.3	△ 0.3	△ 2.4	△ 1.0	△ 1.4	△ 4.0	△ 4.5	△ 0.3